

令和4年第1回定例会会議録（第6号）

令和4年3月16日

○出席議員（22名）

1番	榊田貢君	2番	日名子敦子君
3番	美馬恭子君	4番	阿部真一君
5番	手束貴裕君	6番	安部一郎君
7番	小野正明君	9番	三重忠昭君
10番	森山義治君	11番	穴井宏二君
12番	加藤信康君	13番	荒金卓雄君
14番	松川章三君	16番	市原隆生君
17番	黒木愛一郎君	18番	平野文活君
19番	松川峰生君	20番	野口哲男君
21番	堀本博行君	22番	山本一成君
23番	泉武弘君	25番	首藤正君

○欠席議員（1名）

8番 森大輔君

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	松崎智一君	教育長	寺岡悌二君
上下水道企業管理者	岩田弘君	総務部長	末田信也君
企画戦略部長	安部政信君	観光・産業部長	松川幸路君
公営事業部長	上田亨君	市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕君
いきいき健幸部長	内田剛君	建設部長	松屋益治郎君
市長公室長 兼自治連携課長	山内弘美君	防災局長 兼観光・産業部参事	白石修三君
消防長	須崎良一君	教育部長	柏木正義君
上下水道局次長	山内佳久君	財政課長	矢野義知君
政策企画課長	行部さと子君	生活環境課長	堀英樹君
生活環境課参事	原田勲明君	子育て支援課長	宇都宮尚代君

健康推進課長	樋田英彦君	防災危機管理課長	中村幸次君
教育政策課参事	森本悦子君	学校教育課長	北村俊雄君
学校教育課参事	松丸真治君	社会教育課長	古本昭彦君
消防本部次長 兼庶務課長	浜崎仁孝君		

○議会事務局出席者

局	長	花田伸一	議事総務課長	佐保博士	
補佐兼議事係長		藤内洋一	総務係長	市原祐一	
主	査	浜崎憲幸	主	査	河野あや
主	査	松尾麻里	主	任	佐藤雅俊
速記者		桐生能成			

○議事日程表（第6号）

令和4年3月16日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（松川章三君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第6号により行います。

日程第1により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○12番（加藤信康君） 議事進行に協力いたしたいと思っておりますけれども、予定より少し長くなったら、後の議員さん、ごめんなさい。昼にかかるかもしれませんが、早速ですけれども、予定どおり進めさせていただきます。

美術館の問題についてです。

まずは美術館の現状認識と課題についてですけれども、平成28年4月の熊本・大分地震ですね。これで上人ヶ浜の別府市美術館が、休館に追い込まれました。その後、平成29年10月に現在の場所に移転をいたしました。近隣には、平成27年4月に大分のOPAMがオープンをいたしましたし、大分市美術館もあります。最近では美術絵画だけにとどまらずいろんな企画が開催されております。

そういう中で、この別府市の美術館を別府市民の芸術活動、展示の場として、また身近に芸術・美術に触れることができる場としてどう活用していくかというのは、大変重要な視点だというふうに思いますけれども、併せて今、図書館、建設予定がされています。それとの関連も非常に大事だなというふうに思っています。そういう意味では、この美術館の来場者を増やす取組というのは非常に大事と思うのですけれども、美術館移転前後の来場者数はどう変化したのか、ちょっと教えてください。

○社会教育課長（古本昭彦君） お答えいたします。

移転前の利用者数につきましては、平成25年度から27年度までの3年平均で約8,000人となっております。移転後につきましては、平成30年度から令和2年度までの3年平均で約1万人となっております。

○12番（加藤信康君） 施設面積が約2倍になったはずなのですが、それほど来場者数が増えているというような感じがしません。何が足りないのかなというふうに思います。移転が平成29年の10月ですから、もう既に5年がたとうとしております。市の教育委員会の姿勢として、ちょっと力の入れようが足りないのかな、私はそう思います。

現在の美術館は、平成29年の議会答弁で、市教委は暫定的な移転というふうにお答えをいたしました。この間、新美術館等の整備の基本計画、その中の基本計画検討委員会の議論、それから平成31年の図書館・美術館整備構想のグランドデザインというのが出ていました。その概念図とかを見てみますと、もう既にこれは暫定的移転ではなくて、もうこれは現在の場所で運営すべき、そういう方向になっているなというふうに思います。それならば、これまで指摘してきました、指摘されてきている課題解決、これを少しでも前に進める必要があるのかなというふうに思います。

そして、まずはハードの課題です。今の美術館は、もともと美術館仕様ではございませんので、美術館には最低必要な空調だとか、それから以前の施設のちょっと残った部分ですね、2階に舞台があったり畳の部屋があったり、こういうものの必要性をもう一遍検討し直して改修をしていく、そして利用環境を整えていく必要があると思っておりますけれども、どのようにお考えですか。

○社会教育課長（古本昭彦君） お答えいたします。

利用環境の改善ということでございますが、空調につきましては、来年度に全面改修を予定しております。

また、議員御指摘のとおり現在の美術館は、もともと美術館として建てられた施設ではないことから、2階の舞台や畳の部屋などを含め、今後、美術館機能としてどこをどう改

修していくのか、関係部門と協議しながら計画的な施設整備を行い、利用環境の改善に努めてまいりたいと思います。

- 12 番（加藤信康君） 移転後の平成 31 年 3 月につくられています図書館・美術館整備構想では、現美術館の課題として、所蔵作品が少ないことや民間のアートイベントと密接な連携に立っておらず、企画展の運営や開催をするための人材と所蔵作品が不足している。そして、OPAMがオープンした影響と併せて集客が課題だというふうにしております。アートイベント等の連携は少しずつ始まっているのかなと思いますけれども、特に施設の老朽化に関する具体的な問題指摘しかありません。現在の場所で運営とするならば、できるだけ美術館機能を持った施設に修理・改修していく必要があるだろうというふうに僕は思います。当然美術館関係者からの声も上がってきているはずですから、引き続きの予算措置、大事だと思いますので、求めておきたいと思います。

課題解決と併せて、今後企画や催し物、イベント、魅力ある美術館にするためには、広く美術館関係者の声を聞くというのは大事だというふうに思いますけれども、これからどういうふうに取り組んでいくつもりなのか教えてください。

- 社会教育課長（古本昭彦君） お答えいたします。

来館を促せるような魅力ある美術館とするには、多くの方々の意見を聞き、それらを事業に反映させることが重要だと考えております。

本課では、来年度に美術専門家、学識者などから組織する美術館運営委員会を立ち上げ、幅広く意見を求め、別府市美術館の円滑な運営を図るとともに、事業の充実を図ってまいりたいと思います。

- 12 番（加藤信康君） 美術館運営委員会を立ち上げるということで、確認をさせていただきます。十分この中で話し合い・議論を、いろんな意見を聞いていただきたいというふうに思います。

では、次に図書館構想との関係です。

隣に新しい、隣というのか、立地的にはほとんど隣ですけれども、新しい図書館が予定されています。そして、当初は図書館・美術館整備構想ということで看板が出ていましたから、美術館も一緒なのかなというふうに思いましたけれども、計画が進むにつれて「美術館」の声が消えている。こういう人が意外と多いのですね、美術館関係者の中。美術館関係者にはちょっとこう、話がちゃんと伝わっていないのかなという気がします。この際ははっきりと現美術館の取扱いについて、どこでどういうふうに決定をしたのか教えてください。

- 教育部長（柏木正義君） お答えいたします。

図書館・美術館一体的整備構想は、平成 27 年度策定の別府市版総合戦略に掲げたものです。昭和 47 年建築の別府市美術館は、冒頭議員からもお話がありましてとおり、平成 28 年 4 月に発生した熊本・大分地震でその被害を受け、継続運営が不可能となり、現在の場所に移転しております。

その後、新図書館等の整備計画を進める過程において、外部有識者などから構成される会議で、既存の美術館における常設展を継続活用するという意見を受け決定した整備構想を基に、平成 31 年第 1 回市議会の施政方針にて、美術館は新図書館との連携や活用を考えると、現美術館を継続して活用することとし、令和元年度策定の基本計画からは「新図書館等整備基本計画」と改めました。

- 12 番（加藤信康君） 新図書館等整備基本計画ができたのは令和 2 年ですね。市長が公約として図書館と美術館の一体的整備を掲げて、27 年に就任をされました。それで最初の 6 月議会でその一体的整備とはどういうものかという問いに対して市長は、「館をつくるというのではなくて、しっかりと連携を持ってという意味だ」というふうに答えていま

す。平成31年3月策定の図書館・美術館整備構想の中でも、先ほど言いましたグランドデザイン概念図の中に、現美術館は一体的整備後も個別展示を継続していくというふうになっています。それから、新図書館等整備基本計画の中でも、現美術館については役割分担を明確にしていくとしておりますので、やはり美術館は新しくつくるというのではなくて、今の場所と新図書館と連携をしていくのだ、そういうふうに私は理解をいたしました。

ただ、29年の10月から始めました市役所内部の庁内検討委員会、このタイトルもホームページの中にありますけれども、それから平成30年11月からオープンプラットフォーム会議、これらのタイトルにもある。そして先ほど言いました平成31年に出された図書館・美術館整備構想、これも「美術館」というタイトルが入っています。特に平成30年のオープンプラットフォーム会議、その中のアンケートでもやはり美術館に対する意見というか、アンケートが取られているのですね。これに出席した方ではないと、外から見ただけでは美術館の話もしているのだなというふうに勘違いするなと私は感じました。プラットフォーム会議でも第2回から第4回まで、これは参加者も多分美術館関係者が参加していただろうかなと思うのですけれども、美術館整備の要望とか必要性とかいうのが語られています。そして、第4回のプラットフォーム会議から、ここら辺からだんだんと美術館の話が消えてきているなというふうに思います。残念だな、美術館の整備ではないのだ、残念だなという声が、アンケートの中に出ているのですね。ここら辺から現美術館の整備の話はないのだと、少しずつ理解をしていただいているというふうに見受けられるのです。

令和2年3月策定の新図書館等整備基本計画において、「美術館機能」の中に次のような記載があります。ちょっと長いですが、読んでみます。

最後のところですね。「美術館やアートの在り方も時代に応じて変化しており、彫刻や絵画という美術作品にこだわらず、アーティスト活動そのものがアートとして定義されるようになってきている。とりわけ本市はまちなかや生活に溶け込む市民芸術としてのアート活動が先進的に行われており、その蓄積によりまちのいたるところがアートの舞台や実験場となっていることが特徴である。また、医療・福祉施設が多い本市では、アートを医療や福祉といった分野でも活用しており、言語を超えたコミュニケーションツールとして相互理解のためのアート活動や、介護予防・機能回復のためのアート活動、障がいを持つ人たちのアート活動等、障がい者アートの先進地となり得る事例が既にある。その担い手であるアーティストや市民活動基盤を支え、知の創造拠点である図書館機能と融合させ、芸術文化の創造拠点を形成することが、本市の目指す美術館機能である。現美術館は——これからですね——従来の常設展や市民展示スペースを設けているが、新図書館では文化・芸術活動や市民活動、チャレンジングな表現を研究するラボのような創造の場とすることで、現美術館との役割分担を明確にする」。

ここで明確に、役割が違うのだというところを示されています。これではっきりと今回の図書館等整備計画ですね、美術館の整備ではないのだというのは、私はそういうふうに理解したのです。そうなりますと、やはり美術館関係者ですね、残念に思うのかなというふうに思います。

新しい図書館ですから、そこに目が行ってしまうのは、これはもう仕方がないです。ただ、やはりタイトルに「図書館・美術館」という名前があった分、最初に少し期待したわけですから、美術館関係者には何かこう、置き去りにされているのかなという気持ちが湧いてもおかしくはないなというふうに思います。

新美術館整備の中で美術館機能を議論するというのは、非常に大事なことだなと思えますし、でも、新図書館における美術館的機能も、本体の美術館がしっかりと運営されている、充実しているということがやはり、それが充実していることが大事。それが充実して

いるからこそ図書館との連携もできるかなというふうに思います。これはもう僕の考えですけれどもね。だから、僕は今の美術館を運営していくというのは非常に大事なのだなというふうに考えます。

それでは、最後に教育委員会として、この別府市の美術館の在り方についてどのようにお考えなのかをお聞かせください。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

美術館は、全ての人に感動を与えて芸術的な感性を育み、芸術文化に触れる重要な施設と思っているところでございます。

現在の別府市の美術館につきましては、先ほど経過がありましたけれども、戦後昭和25年の10月に福岡出身の佐藤慶太郎様からの御寄附で今の公会堂の3階に開設したと聞いております。これは九州で初めての公立美術館であると伺っているところでございます。その後、海浜ホテルに移転し、そして、その後は旧大分県のニューライフプラザの跡地にまた再々移転というようなことで、現在約72年間、休館もございましたけれども、72年間市民に親しまれて、今取り組んでいるところでございます。

議員さん御指摘のように今後につきましては、美術館の運営委員会を中心にしながら、今後の美術館をどうすればいいかという課題、現状、今後のことについて考えながら行くのですけれども、新しい図書館と同じエリアになりますので、先ほど御指摘されましたように、新しい図書館との連携と活用をしながら一体的な運用ということに努めながら、子どもや市民のため、そしてまた観光地としての美術館として魅力のある、親しみのある美術館に努めなければならないと考えているところでございますので、市長部局と今後十分連携を取りながら別府らしい美術館を目指したいと考えているところでございます。

○12番（加藤信康君） ありがとうございます。市長部局との連携ということで、いろいろ言っても館をつくるというのは非常にお金がかかりますから、でも、新しい図書館をつくっても、いずれまたこれは古くなるわけで、大事なのは、新しいからだけでなく、古いのも併せてやっぱり連携していく、うまくソフトで活用していくというのが大事なかなと思います。立派な図書館、そして立派な美術館ができるというのは、本当に誰でも欲するところなのでございますけれども、県立美術館ですね、OPAMとか大分市美術館との関係を考えてときに、僕はもう今の美術館を、確かに美術館仕様ではないというのは非常に残念なのですけれども、ただ新しくすればいいというふうには本当に思っていない。老朽化した施設でもソフト面で本当に美術館をどう見せていくか、活用していくかという可能性はいくらでもあるかなと思います。

美術館というとやっぱり有名な画家とか芸術家の美術・芸術品をただ見せるというのは感じるのですけれども、ではなくて、そういう場所は県立美術館でもいろんなイベントをやっていますから、それはそれでよしとして、やはり別府市民の誰もが美術・芸術に対して接することができる、興味を示すことができる。そのための美術館をやはりソフト面で作っていくことができるのではないかなと思います。

問題点はいっぱいあるでしょうし、美術館関係者のするところもいっぱいあるでしょうけれども、この辺は十分議論してください。僕でしたら、やっぱり別府市内で本当に絵を描く方、写真展でもいいですし、本当に一生懸命やっている方々の展示会でもいいではないですか。それをすることによって市民がやっぱり、自分の関係者が出しているということで見に行く。立派な作品を見て、それをまねして自分もすごい美術家、芸術家、画家になろうという人はそんなにたくさんいませんから、もっと市民に寄り添った美術館であっていいのかなというふうに思います。そういう場所にぜひしていただきたいなと思います。

現在、新図書館構想、これは今までに本当はないものが検討されているのだろうな。僕、ずっと読んでみましたけれども、残念ながら僕の頭ではなかなか追いつかないぐらい非常

に幅広いです。基本理念では、「ひとりひとりの暮らしと創造のよりどころ」という言葉も出ています。これもふわっとしておって、いい意味期待感もあるのですが、ただ頭の悪い僕がぱっと読んだときに、えらい欲張りな図書館だなという感もいたします。

ただ図書館にしても、美術館にしても、本来の機能というのはやっぱり大事にしてもらいたいのです。そして、この図書館が新しくできることから既存の美術館、そして多分民間施設、いろんな方々が集まる場ができるのでしょうか。その起爆剤になる図書館にしたいですし、同時にやっぱり美術館と連携していただきたい。その連携をするためには、図書館を欲する方々だけの話し合いではなくて、美術館も欲しいのだ、美術館はこうあるべきだという方々の声も、ぜひこの中に入れていただけたらなというふうに思います。それぞれの施設がお互いにその機能を高めていくというのが、今回の一体化構想というふうに私は思っていますから、ぜひ立派な図書館もつくっていただきたいですが、今の図書館を忘れずにちゃんと同じレベルで考えていただきたい、それが私のお願いであります。ぜひよろしくお願いたします。

それでは、美術館についてはここら辺で終わります。

総合振興センターについてです。

総合振興センターの現状と今後についてということで、まず現状なのですが、平成25年の4月ですかね、公益法人から一般財団法人になりました。すなわち収益によって事業目的に制約がない自立的な経営が可能になる、それを目指しての移行ということなのですが、同時に一般財団法人の移行に当たって余分な財産を持つことができないということで5年間かけて市のほうに留保金の2,000万円寄附を頂きました。

振興センターは、指定管理者制度でたとえ市が100%出した団体であったとしても、指定管理に入るには公募が当たり前というふうに言われて、これまで民間企業と同様に公募に参加しながら何とか指定管理事業を受託、そして振興センターの運営を続けてきています。そして、この間指定管理事業、本当、増減を繰り返す中で経営健全化も含めて進めてきて今おります。

今年の4月の切替えですね、志高湖野営場、そして実相寺多目的グラウンドなど大幅な管理業務が減ることになります。来年は、これまで経営を支えてきた非常にもうかる施設だったのですよね、海浜砂湯ですね。上人ヶ浜の海浜砂湯も指定管理から外れることになっています。すなわち受託業務の減少で来年度以降赤字が予定をされる、転落する心配があるので、こういう状況・実態を市として十分把握しているというふうに考えてよろしいですかね。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

御指摘の点については、認識をしております。

○12番（加藤信康君） 当然、認識をさせていただいているということです。職員の現状も認識されておりますよね。今年末で運営の中心になる正規職員と言われる方が定年、そしてまた早期退職で2名ほど辞めます。昔からおる正職員というのが大体4人になっていたのですが、事前協議の中で企画部長と話す中で、「いや、8人ぐらいおりますよ」ということだったので、ちょっと聞いてみましたら、やっぱり法律改正で、25年の労働契約法改正で5年たった平成30年に、5年以上継続してする場合、無期何というのですかね、無期転換契約に変えていかなければならない。ということで無期転換社員というふうになっていますから、この方々もある意味正規職員扱いになっているわけですね。ただ、そういう市役所の会計年度任用職員等々に当てはまらない、その労働契約法も適用されているということもぜひ十分把握しておいてもらいたいなというふうに思います。

それで、振興センターが別府市にこれまで貢献してきたことというのは、過去の質問でも何度も申し上げております。指定管理者制度ができて、たとえ一般財団法人になって独

自運営ができるといっても、やっぱり市が100%出資する法人。ですから、これまでも市の指示に従順に従ってきたというふうに思っていますし、担当職員からすれば非常に扱いやすい組織だというふうに感じています。この間、経営状況を悪化させないように、指定管理の切替え時には受託の可否は別として、ほとんどの事業の公募に参加をして存在感、存在意義を示してきましたけれども、今回は間違いなく来年度以降赤字が予定される。頑張っただけだと思いますけれども、こういった状況を市としてどう捉えているのかなというふうに思いますが、いかがですかね。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

別府市総合振興センターにつきましては、一般財団法人であり、評議委員会と理事会の権限によって独立して業務執行を行う法人でございます。しかしながら、市が100%出資する法人であることから、組織と経営の在り方については、市が責任を持って関与していかなければならないというふうに考えております。

○12番（加藤信康君） 平成25年の6月議会で、同じことを私は聞いています。ただいまと同じ回答でした。そのときも言ったのですけれども、では、どうするのですかというのをやっぱり決めなければいけないのではないですかと。25年ですから、浜田市政のときなのですから、その後、27年に長野市長が就任された。過去、本当にどんどんどんどん縮小されていく、そして指定管理制度の下で民間企業にお願いすることが増えて、では、市が100%出資するその振興センター、どうするのですかねというのを投げかけてきたのですけれども、残念ながらその道筋が示されていないのです。今、中心になってその運営を任されている方々というのは、長く振興センターにおられた方ですから、それは思いもありますし、一生懸命やっぱり自分がおる間は頑張ろうという気には当然なのですが、そういう一生懸命やろうという人たちのことも考えていただきたいなというふうに思います。

何かやっぱり人が仕事を任されるときに、「それとこれは任しますからやっってくださいよ」と言うのか、「いや、もうあなたたち自分の力で頑張らなさいよ」と言うのか、「いずれもう振興センターはなくなるのだから、ここら辺でそういう方針で臨みますので」と言われるのか。やっぱりそこで働く人たちの働き方というのは全然変わってきますよね。そろそろ、何か方向を示す時期が来ているのかなというふうに思います。いかがですかね。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

定年退職等により組織が段階的に縮小していくことは、認識しているところでございます。また、今回の指定管理の選定の結果が運営に与える影響についても、別府市総合振興センターのほうから報告を受けております。

現在、振興センターとは4月以降における経営見通し、あるいは職員配置の予定などについて協議を行っているところでございます。その結果を踏まえまして、今後分析・検討を行い、同法人には理事会等の機関もあるため、その御意見もいただきながらその方針について決定していきたいというふうに考えております。

○12番（加藤信康君） 長野市政が始まって、もう7年たちました。その間示されていないですね、方向性が。振興センターが、今後このまま続けていくにしても人員体制、それから経営には大きな問題が生じる可能性があります。これをまたなくすにしても、職員をどうするのか。それから独自事業ですね、給湯事業、これを解決していかなければなりません。いろいろ言っても、今理事会の話をしましたけれども、言えば市の意向なのです。それでも僕は変わるというふうに思っていますから、振興センターを設立した市の責任として、やはり何らかの方針を示すべきかなというふうに思います。

先般の一般質問で6番議員が、指定管理制度、全国でも見直しをしている市町村自治体が出てきているというふうにお話がありました。一時期は「第三セクター」と言われるの

が、非常に悪者扱いされて、「なくせ」。だんだんだんだん少なくなっていった時代もありますけれども、逆に今は民間にお願いすることによって不公平が生じる、お金の使い方が不明朗になってくる。いろいろと民間はやはり利益中心になってしまいますので、そういう意味、点で考えると振興センターというのは本当に市の意向を聞いて動く組織だな、「使いやすい」という言い方は悪いですけどもね。使い方によっては、本当に頑張る組織だというふうに思っています。まだまだ役割は僕はあると思っている。そういう、これは私の意見ですけども、そのことも頭に入れてしっかりとした方向性を出していただくことをお願いをして、終わります。ありがとうございました。

(議長交代、副議長小野正明君、議長席に着く)

○18番(平野文活君) それでは、通告に従って質問をいたします。

まず、新型コロナの第6波への対応についてでございます。

その第1は、今のオミクロン株による感染の特徴について、まずお聞きをしたいと思います。

○防災危機管理課長(中村幸次君) お答えいたします。

別府市では、データの整理上令和3年7月16日からの第5波の陽性者が一定期間確認されず、再び感染が確認され始めた令和4年1月5日を第6波の始まりと考えております。

大分県から提供された限られた情報の中の分析ではありますが、3月15日現在、第6波による市内の感染者は合計で2,910名であります。1日当たりの最多陽性者数は2月4日の109人であり、第5波に比べますと、3月15日現在までで総数で約4.3倍、全国的な動向と同じように感染力が強いオミクロン株の猛威が影響していると考えております。

また一例であります、陽性者の年齢、感染経路等の項目を第5波と比べますと、年齢構成では20代が占める割合が半減した分、20歳未満と60歳以上が増加し、20歳未満では1.7倍、60歳以上が2倍となっております。

感染経路では、6波では34%程度の感染経路の不明者があるものの、お子さんが家庭外で感染し家庭内に持ち込み家族に感染が広がる状況が見受けられます。家庭内感染が増えていることなどから、引き続き手指消毒、マスク着用、こまめな換気、黙食などの基本的な感染予防対策の重要性を認識しているところであります。

○18番(平野文活君) 感染力が強いというのは、本当に驚くべきですね。第1波から第5波まで2年間かかりましたよね。この2年間の別府市民の感染者数は1,147人でしたね。それに対して今年1月からの、今3月15日までの2か月半、2か月半で2,910人。2年間の2倍以上という、この2か月半で。すごい感染力だと思います。

そして、先ほどの答弁では20代が半減と、こうおっしゃいましたが、それは全体に占める割合で、実数は大幅に増えておりますね。20代でも約2倍、20歳未満では7.2倍になっています。60歳以上は8.3倍ということで、実数では全年代で大幅に増えているというのが特徴です。ですから、クラスターも多数発生しております。そしてまた、最近では死亡者が相次いでいるのも一つの特徴かというふうに思います。

そういう特徴を踏まえて、陽性者が出た場合、どういう対応をしているか。子育て支援課、それから教育委員会、それから高齢者や障がい者施設の担当課に次々と聞きたいと思えます。

まず子育て支援課、お願いします。

○子育て支援課長(宇都宮尚代君) お答えいたします。

令和4年1月以降の第6波におきまして、3月8日時点の新型コロナウイルス陽性者の判明しました保育所、認定こども園等の施設は延べ37か所であり、そのうち5か所で全面休園をいたしました。また、8か所で一部のクラスの閉所、5か所で登園自粛要請もございました。

○18番（平野文活君） 学校関係はいかがですか。

○学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

第6波となった本年1月1日から3月15日における別府市在住の児童生徒の感染者数は、公立・私立合わせて小学校児童は201人、中学校、高等学校の生徒は273人、合計474人でした。別府市立幼稚園、小学校、中学校につきましては、計35校・園のうち77.1%に当たる27校・園にて園児・児童生徒の感染が確認をされております。そのうち休園・休校措置を行った幼稚園・学校は10校・園、学年または学級閉鎖を行った学校は5校でした。

別府市では、学校や幼稚園で感染者が確認された場合に、迅速に対応できるよう対応の手順を定め各幼稚園・小中学校に周知をしています。校内で感染者が確認された場合は、まず感染した園児・児童生徒については出席停止措置を取ります。他の園児・児童生徒が濃厚接触者に特定された場合も、同様の措置を取ります。その上で学校は、感染者の行動履歴を基に保健所及び教育委員会と相談して、濃厚接触者等の特定や校内の消毒を行うなど安全確保に努めます。教育委員会は、学校からの報告を受け、学校への指導助言を行うとともに、臨時休校の必要性について判断をいたします。

○18番（平野文活君） では、高齢者・障がい者施設関係お願いします。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

高齢者関連事業所、また障がい者の関連事業所ともに新型コロナウイルス陽性者発生時の市への報告義務はございません。発生者、陽性者の発生事業所につきましては、把握は全体はできておりませんが、しかし、陽性者の発生に伴い事業所のほうから御相談いただいているところでございます。高齢者関連事業所の5事業所、障がい者関連事業所7事業所より、保健所と相談した上、市のほうから抗原検査キットを配布し支援をしている状況でございます。

○18番（平野文活君） 保育所だとか、あるいは学校などについては、報告義務があるということでしょうかね。そして、高齢者や障がい者関係は報告義務がない。これは、市がそういう施設に対して報告を求めているということであるならば、今後は求めるべきではないかというふうに思います。なぜかといいますと、学校や保育所以上にこの施設関係者には持病のある方が多い。そこでの感染は、命の危険に直結するわけでありまして。

先ほど第6波の特徴の1つとして、死亡者が急増しているということをお話ししましたが、現在、県内全体で35の方が亡くなっています。それも1月は1人です。2月が16人ですね。そして3月の15日、半月で18人、2月を超えました。もう今は毎日のように県下のどこかで死亡者が出ているという状況ですから、私は、この施設関係の感染状況というのは、保健所任せではなくて、市自身がしっかり状況を把握して一緒になって対策を取るという必要があると思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

高齢者施設、障がい者施設事業所につきましては、日々感染防止に大変御尽力されて御苦労されている状況があります。国や大分県から新型コロナウイルス感染症に対する施設側への注意点等通知を市のほうから、県から来たものを市からお送りしております。県への発生報告に併せ、そのときに市への発生の御連絡もお願いしますということをお願いしている状況でございます。

現在、大分県とも連携し、施設におけるクラスターの発生、またクラスターの発生が危惧される場合は、直接事業所より市や県のほうへ抗原検査キットの依頼、またその他物品について必要数を依頼されている状況でございます。市のほうといたしましても、先ほど言いましたように抗原検査キットの配布を行っております。

実際の発生時は、議員おっしゃるように保健所任せということではないのですけれども、保健所による拡大防止の指導が中心となります。しかし、保健所から事業所への指導の際

に、市に抗原検査キットを御相談くださいというような件も発生しております。今後も各関係機関、各事業所と連携を密にし、でき得る限り市として支援してまいります。

- 18番（平野文活君） 保育所や学校と同じように、報告義務を求めて一体となって対応していただきたい、重ねてお願いいたします。

続いて、自宅療養者に対する支援についてお伺いします。

1月の末に県は、自宅療養を拡大するという方針を決めました。新聞にも出ていたましたが、原則医療機関か宿泊療養だった。ところが、50歳未満とか無症状者は、原則自宅療養にするという方針のようであります。これでは、しかし、家庭内感染を助長することになるのではないかと、私はその新聞記事を見て非常に危惧をいたしました。

同時に、自宅療養者が多いという現状を踏まえて、前の議会でも、市としても自宅療養者に対する支援をすべきではないか、こうお願いしました。その後、県からも正式に要請があったというふうに聞いております。どんな要請があり、どんな支援をしているか説明していただきたいと思います。

- 健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

令和3年11月30日付にて大分県と県内市町村との間で、市町村職員による保健所業務の応援に関する協定を締結し、協定に基づき大分県より派遣要請のあった保健師の派遣について、2月1日から現在まで可能な限り対応し、東部保健所にて自宅療養者及び濃厚接触者の健康観察等の業務を行っているところでございます。

また、協定書における応援業務には、保健師が担う業務のほかにも、自宅療養者への生活支援等に関する派遣要請も含まれておりますけれども、現在のところ保健師が担う業務依頼の派遣要請はございません。

今後、支援体制を継続していく中で派遣要請等があれば、関係課等と協議しながら対応していきたいと考えております。

- 18番（平野文活君） 県とも協議しなければなりません、別府市内にもたくさんの自宅療養者がおられるのではないかとというふうに思います。その辺の情報は多分ないとは思いますが、市民の声といいますか、いろんな実態をよくアンテナを張っていただきたい。そして自宅療養者に対する支援も、ただ県から言われることだけではなくて、積極的にできることをしていただきたいということを再度お願いして、次に移ります。

ワクチンの問題は、もう既に答弁がいろいろありましたので、省略いたします。

最後に、4月以降のPCR検査センターの取扱いについて。どうなるかお聞きしたいと思います。

- いきいき健幸部長（内田 剛君） お答えいたします。

別府市PCR検査センターは、3月31日まで開設の予算を確保しているところでございますが、市内及び県内の感染状況もまだ収まらない中で、市民の安心と感染拡大の抑止のため6月30日まで開設期間を延長する方向で現在考えております。

- 18番（平野文活君） 昨日の議運でそういう方向で最終日に議案が出るというふうな話を聞きまして、一応一安心をしているところでございます。よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、新しい図書館の問題について質問をさせていただきます。

いよいよ設計段階に入るといってございまして、令和5年3月までの期間に1億9,710万円余りの予算でもって基本設計、実施設計ですかね、などの業務委託がされ、そして業者が決まりました。そういう段階に今来ております。

まず第1にお伺いしたいのは、これまで、あるいはこれから市民の声というものを、ニーズ、図書館についての市民のニーズというのをしっかり把握すべきだ、こう思っております。これまでどうであったか、あるいはこれからのスケジュールの中で市民が具体的

な設計等について意見を述べる機会や場があるのかどうかお聞きしたいと思います。

○教育政策課参事（森本悦子君） お答えいたします。

平成30年度に第1回のオープンプラットフォーム会議を開催し、令和元年度からは内閣府の地方創生推進交付金を活用して計7回にわたり、どなたでも自由に参加して考えを聞き、意見を交わせる場を設けてきました。お一人お一人の御意見は違っていても、新図書館に対する様々な角度から大きな期待を寄せているということがうかがえました。

これから開館までの間、新図書館の設計やサービスについてそれぞれ適切な時期にどなたでも自由に参加し自由に意見を述べていただく場を設けてまいります。まずは基本設計を進めていく段階において市民の御意見を聞く場を設ける予定でございます。

○18番（平野文活君） どなたでも自由に参加して、自由に意見を述べる場をつくると。非常に大事な、そして画期的な答弁をいただいたと感じております。これまでも求めてきたことですが、ぜひそういう場が早期に実現されますよう期待しながら、次に移りたいと思います。

次は、設計業者の選定経過についてでございます。

3社が応募して、株式会社佐藤総合計画というところの提案書が選定をされたということでございます。その審査結果の審査講評というのが出ております。これを見ると、何がこの会社の提案がよかったのかというと、別府公園文化ゾーンの敷地を有効に使い、図書館エリアと連携機能エリアが、平面的に緩やかにつながるなど、他の提案と比べて施設全体が一体感のある構成となっている、そういう点が高く評価された、このように書いてあります。それが具体的にはどういうものになるのかなというのは、非常に興味のあるところではありますが、その提案書というのはどういうものか。公開をすべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○教育政策課参事（森本悦子君） お答えいたします。

公募型プロポーザルは、企画コンペとは異なりまして、本市のパートナーとなるふさわしい設計の発想や技術力・提案力を有する事業者を選定するものであり、設計の具体につきましては、今後協議を重ねながら形になっていくものです。プロポーザルの際に提案をされた本提案書の公開の可否については、別府市情報公開条例の規定に基づいて判断を要するものです。提案書は、企業のノウハウの集積であり、知的財産に当たりますので、提案書の公開に当たりましては慎重な判断を要すると考えております。

○18番（平野文活君） 前の前の計画書づくりのときに、私は情報公開で提案請求しました。ところが、本当にもう真っ黒になったものが出てきてびっくりしたことが思い出されます。

昨年の10月6日に公募型プロポーザルの公告というものが出されて、これに基づいて3社が応募したのですね。その応募に関する留意事項というところに、「応募者から提出された企画提案書等は、別府市情報公開条例の対象となる」、こういうふうに明記しております。この点を忘れないようにと指摘をして、次に移りたいと思います。

具体的な新図書館の設計について。いわゆる市のほうがこういう点はきちんとやってくださいよというような仕様書というものが出されておりますね。それを見ると、敷地面積は約2万平方メートル、これは市役所の北側の、北側か、西側というのかな、西側の駐車場からビーコンの下の交差点までの松林を含むエリア、そこに延べ床面積4,650から5,150平方メートルの図書館をつくる、このように理解をいたしますが、それでよいのかどうか。

そして、その延べ床面積というのは、平屋を想定しているか、あるいは2階建ても容認するのか。

あるいは、仕様書の中に、「歩行者、車両が集中して事故・渋滞を起こさないように、三方の道路を有効に利用すること」というふうにあります。この三方道路というのはどこを指すのか。

また、このエリアに駐車場 242 台、西側の駐車場は既に 92 台確保しておりますので、残り 150 台分をつくるということになるのですが、これは平面ではどの程度の面積が必要と考えているか。あるいは立体駐車場も許容しているか。大ざっぱであります、こういう点について御答弁願いたいと思います。

○教育政策課参事（森本悦子君） お答えいたします。

質問は大きく 3 点かと思っておりますので、まとめてお答えいたします。

まず 1 点目、敷地につきましては、庁舎西側の既存駐車場からビーコン下交差点までの大きな L 字型のエリアで建築敷地を設定しております。

建物の階層や具体的な配置につきましては、今後の設計協議の中で決定いたします。

続いて、三方道路につきましては、敷地を含む市道富士見通り線、市役所西側の市道野口原本線、文化ゾーン西側の市道野口原実相寺公園道路、以上の 3 つの道路を指します。

最後の駐車場の面積や形態につきましては、敷地における建物と駐車場の配置関係を考慮しながら必要台数が確保できるよう、今後の設計協議の中で検討してまいります。

○18 番（平野文活君） 現在の西側駐車場に 92 台の駐車スペースがあります。この面積が約 2,500 平方メートルあります。残り 150 台分をあの上の段につくるとすれば、同じようなスペースをつくるとすれば約 4,000 平方メートルが必要であります。今の松林をできるだけ生かしつつ、そしてこの 4,650 から 5,150、およそ 5,000 平方メートルの建物をつくるとすると、それだけで 9,000 平方メートルの面積が必要ですね。それに加えて三方の道路に通ずる道路とか歩道などをつくる、こういうことになるわけでありまして、どういう図面になるのか、ぜひとも注目をしたいところでございます。

図書館の内部の問題に移りたいと思います。

仕様書を見ますと、開架ゾーン、閉架ゾーン合わせて 2,300 平方メートル、共用ゾーンが 860 平方メートル、管理運営ゾーンが 460 平方メートル、その他エントランスなどが 860 平方メートル、合わせて約 4,500 平方メートルあります。仕様書にある延べ床面積は 4,650 から 5,150 平方メートルと書いてありますが、この数字と若干合致しない点がある。これはどういう意味なのか。

また、民間企業なども入るといことなのですが、どの部分に入るのか。答弁を願いたいと思います。

○教育政策課参事（森本悦子君） お答えいたします。

まず、仕様書の説明部分におきまして、「示している規模等は目安であり、必要な機能が発揮され、利用者にとって有効である場合には、示している規模等の数値を柔軟に設定することを許容する」と明記しております。御指摘の数値の差は、そのための余裕面積を設けたものでございます。

また、民間企業につきましては、連携機能エリア、共用ゾーンの中の民間機能エリアの中に、図書館機能と連携することで、相乗効果を高める民間連携部門を想定しております。

○18 番（平野文活君） 共用ゾーンの中に、それが入るといことですね。また、延べ床面積との差は余裕を持っているということは、いわゆる開架ゾーン、閉架ゾーン合わせて 2,300 平方メートルというのももっと広がる可能性もあるということでございますね。

また、具体的な点で気になったのは、視聴覚資料を 8,000 点置くと。しかし、鑑賞室は設置しない、こうなっています。あるいは子ども関係の書籍を 3 万冊置くととなっておりますが、よくある読み聞かせ室というものはないというふうに理解しておりますが、それでよいのでしょうか。

○教育政策課参事（森本悦子君） お答えいたします。

鑑賞室と読み聞かせ室 2 点についての御質問かと思っております。

まず、視聴覚資料の鑑賞につきましては、持ち運びができる DVD プレーヤーなどを利

用して館内の好きな場所を選んでいただき鑑賞してもらえような想定をしております。

次に、読み聞かせ室についてなのですが、読み聞かせだけに特化した空間というものは設定をしておりますが、仕様書で靴を脱いで利用するスペースと求めている部分が、読み聞かせなどで使えるスペースでございます。お話し会などの催しで使うこともできますし、催しがないときは子どもたちの読書スペースとして使うことができるようなしつらえを考えております。

- 18番（平野文活君） いつか中津とか宇佐の図書館を視察したときに、中津だったと思うのですが、毎週毎週子ども向け、あるいは夜は一般向けなどの映画会みたいなことを開いているのですね。ホールも併設をしておりました。ですから、あんな大きなのは要らないとは思いますが、やはり映像を何人かで見ると、あるいは個人で見ると、そういうふうなスペースがあってもいいのではないかと、あるべきではないかなと思います。

また、読み聞かせ室というのは、やっぱり子どもたちは集中する空間といえますかね、そういうものも要るのではないかなというふうに、これは私の個人の思いであります。ぜひ、設計は今からですので、いろんな市民の声を聞いていただきたいと思っております。

次に、蔵書数はどうなるか。現在の市立図書館と新しい図書館との比較で説明してくれるとありがたいと思っております。

- 教育政策課参事（森本悦子君） お答えいたします。

公表されています直近の統計データによりますと、現図書館は令和元年度、蔵書約23万冊のうち、表に出ている開架部分に10万7,000冊、閉架部分に12万8,000冊となっております。

新図書館の収容冊数の内訳は、現時点ではあくまでも目安でございますが、開架スペース15万冊の内訳として、一般書架9万5,000冊、地域郷土資料2万冊、児童向け3万冊、ティーンズ5,000冊、視聴覚資料8,000冊となっております。閉架スペースに置く15万冊の内訳は、閉架書庫が7万冊、公開書庫が6万冊、団体貸出しや移動図書館車に搭載する2万冊となっております。公開書庫については、利用者が自由に出入りをして直接本に接することができるスペースですので、実際に利用者が自由に手に取れる本は、開架の15万冊に公開書庫の6万冊を加えた21万冊となり、現図書館のほぼ2倍となる予定でございます。

- 18番（平野文活君） 全体的には、現在が倉庫に入っているのも合わせて23万5,000冊ということですね。それが新しい図書館では、即ではないでしょうけれども、合わせて30万冊を目指す、こういうことだと思います。

現在の図書館、開架部分に10万7,000冊出ているというのですね。そして、書庫に12万8,000冊があるということなのですが、これまでも図書館の問題、私が質問するたびに指摘をさせていただいたのですが、毎年5,000冊とか6,000冊とかいう新しい本を購入しているのですね。しかし、古い本を除籍するというか、廃棄処分などでしょうけれども、それはほとんどない。あっても数百冊という状況がずっと十数年続いてまいりました。ですから、私はもしかしたら書庫に入っているいわゆる閉架書庫12万8,000冊というのは、表に出せないような古い本ばかりではないかというような心配をしてまいりました。思い切って新陳代謝を図るべきだ、数を増やすだけではなくて、古い本でもう役に立たないという本は、どんどん処分するとか、そういうことをしたらどうかというふうに問題提起をしてきました。そういう目で、この新年度予算の説明書が教育委員会から出されましたね。それを見たら、令和2年度は1万2,130冊を除籍したというふうに書かれてありまして、これは歓迎すべきことで、新陳代謝を開始したなというふうに歓迎いたします。いずれにしても別府の図書館は、非常に古い本が多いという苦情も聞いております。新しい図書館を開く際には、そういう点の改善もぜひ進めていただきたい。

そこで、別府市は、市民1人当たりの貸出し数、あるいは図書の購入の予算、こういうのが県下で最低なのですね。一番新しい資料は2020年版という全国統計が出ております。これで人口で割ってみますと、貸出し冊数は1人当たり2.27冊、市民1人当たりね。14市の中で最低です。1位は国東市で1人当たり6.74冊が貸し出されております。2位は竹田市で1人当たり5.66冊が貸し出されている。別府市の2.27冊は最低です。

そして資料費ですね、資料費。これは決算額ですね、2020年版の全国統計に出ているのは、資料費として990万7,000円というのが出ておりました。1人当たりでいうと87円ですね。1位は豊後大野市の654円、2位は豊後高田市の581円というふうに、とにかく桁が違ふのですね。そういうことをずっとこれまでも指摘をさせていただいたが、これまた先ほど述べました新年度の図書購入費というのが予算説明書に出ておりました。新年度の図書購入費は1,600万円だということで、従来900万円台から見ると2倍近い増額になっております。それでも1人当たり140円ですから、まだまだ低い数字になります。

ただ、新しい図書館ができたらいい図書館になりますよと言うだけではなくて、現在の図書館も充実しながら新しい図書館づくりを進めるといふふうにしていただきたい。そういう考えでの改善が予算の面でも、あるいは除籍数の面でも始まっているなという評価はさせていただきたいというふうに思います。

図書館問題の最後でございますが、別府市は「ともに生きる条例」というのを持っております。図書館まで来られないというような方々にも対応できる、新しい図書館はそういう図書館であってほしい。電話やらネットでの注文も受け付けてほしい、あるいは、どうしても来られない人には本の配達もするというようなこともぜひやってほしいな、こう思うのですが、仕様書の中にはそういうものはないわけですね。ぜひそういうことについても検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育政策課参事（森本悦子君） お答えいたします。

業務仕様書は、事業者へ委託をする業務の内容を示すものです。一方で図書館は、地域の未来を描いて政策を立て実行するための重要な拠点ですので、その運営やサービスについては、行政内部でしっかり検討をし、図書館運営計画を立案してまいります。

幅広い層の利用の促進を図り、市民一人一人が日々をよりよく生きることができるようの手助けができる図書館を目指して、今後も事業を進めていきたいと考えております。

○18番（平野文活君） どんなサービスをするかということが設計に関わるのではないかと、いう思いで述べております。ぜひ新しい図書館が、何よりも市民の利用が県下トップクラスの図書館だと評価されるような図書館をつくってほしいということを最後をお願いをして、次に移りたいと思います。

別府市の「気候非常事態宣言」についてであります。

これは、県下では初めてだということでありまして。1月の25日に発表されて、世界の平均気温の上昇を1.5度以下に抑えるという世界の動向に沿って、あらゆる主体が温室効果ガスの排出削減に全力で取り組むということが肝要だというふうにこの宣言で述べて、以下いろんなことに取り組むということが述べられております。

私は、この問題についても随分前から質問をしてまいりました。別府市は、平成14年度から率先実行計画というものをつくっております。市の施設、あるいは市の業務から排出される二酸化炭素などの温室効果ガスをいつまでにどれくらい削減するか。全世界的課題であります。行政が率先してやろうというので「率先実行計画」というふうに名づけられております。現在、第4期計画が進行中でありまして、まず第1期、それから第2期の経過から質問をさせていただきます。

第1期は、平成14年度から平成19年度までですね。このときの計画の基準になる年は、平成12年度の排出量3万8,348トンから始まったのです。目標年次が平成19年度なの

だけれども、この第1期計画には、目標年次のどれくらい削減するという目標数値は書かれていないのですね。そういう第1期が終わって、第2期が平成20年度から平成24年度ということになったのですが、平成24年度の結果はどうなったか。第1期の基準年が平成12年度、そして第2期の目標年次が平成24年度、平成12年度から平成24年度までの12年間、これがどうなったかということをもとに報告を願いたいと思います。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

別府市地球温暖化対策優先実行計画でございますが、その第1期計画の基準年である平成12年度の温室効果ガス排出量は3万8,348トン・CO₂でございましたが、12年後の平成24年度には4万2,027トン・CO₂となり、約9.6%の増加となっております。

○18番（平野文活君） 率先して削減するといって計画をつくったのだけれども、12年間で削減どころか増えているわけですね。なぜ増えたか、その原因ははっきりしております。この第1期計画にも部局別排出量というページがありまして、ここに広域圏からの排出量が全体の半分を占めております。これは、可燃物の総量に占めるプラスチック組成率が多いことが原因だ、このように書いてあります。そう書いて、この市役所の中のいろんな施設とか業務の中で何が二酸化炭素を多く出しているかということ、ごみを焼却する、これが第1期の平成12年度の数字ですが、廃棄物の焼却によって出るCO₂が56%、電気を使用することによって出るのが33%、合わせて89%がそういうことが原因だと書いてあります。

第2期計画にはどう書いているかということ、平成18年の数字が書かれてあります。廃棄物の焼却によって出るCO₂が全体の65.6%、電気の使用によるのが27.3%、合わせて92.9%ですね。電気の使用によるCO₂の削減は減っているのですよ。しかし、ごみを燃やして出るCO₂が大幅に増えている。ですから、先ほど言ったように12年間で相当のCO₂が出ている、増えた、こういう結果になっているわけです。

そういうことを踏まえて第3期、あるいは現在進行中の第4期についてどういう目標を持っているのか、説明願いたいと思います。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

第3期計画では、改正省エネ法に従い、広域圏事務組合を除いた形で作成しております。計画期間を平成26年度から平成30年度といたしております。基準年を平成24年度としまして、その基準値を温室効果ガス排出量1万5,048トン・CO₂に、そして平成30年度の目標値としまして、温室効果ガス排出量1万4,296トン・CO₂と設定をいたしました。その結果、平成30年度の実績値といたしまして、1万4,442トン・CO₂の温室効果ガス排出量となり、差引き606トン・CO₂、率にして約4%の削減にとどまったところではあります。

また、第4期計画では、令和元年度から令和6年度までを計画期間とし、基準年を平成25年度、つまり2013年としまして、国の基準年に合わせると同時に、その温室効果ガス排出量1万7,104トン・CO₂とし、令和6年度の目標値としまして温室効果ガス排出量1万4,538トン・CO₂といたしました。そうしましたところ、昨年2021年11月に開催されました第26回国連気候変動枠組条約締約国会議——通称COP26でございますが——に当たりまして、国が2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減するとする目標を提出したことから、国の計画及び削減目標値を見据えた上で第4期計画の見直しを来年度末までに行い、その計画に添いまして地球温暖化対策のための施策を展開してまいりたいと考えております。

○18番（平野文活君） 今、第3期あるいは第4期についていろんなことが説明をされましたが、一番問題なのは、1期、2期の計画を通じて減らすつもりが増えた。そしてその原

因はごみを燃やす、そしてその中に含まれるプラスチックの量が多いことが原因なのだと
いうことを説明したにもかかわらず、第3期からは、そのごみを燃やすことによって出る
CO₂を計画から外したということですね。そこに一番の問題点があります。ですから、
残った主に電気をいかに節約するかということになるわけで、それは一応3期あるいは4
期の目標をほぼ達成できるかなという状況ではありますが、問題はそこではないわ
けですね。市役所の業務を通じて出るCO₂、特にごみを燃やすことによって出るCO₂、
ここを削減しなければ地球温暖化対策ということにならないというふうに思います。

その点で別府市は、平成19年度に決めた第5次分別収集計画というのがあるのですね。
これはもう繰り返し私、議会でも指摘をさせていただいてきましたが、ここには平成22
年度からプラスチックごみの分別収集を別府市はやりますよということを決めたと書いて
あるのですね。ところが、同じ平成19年度に広域で新しい炉をつくる計画が始まった。
その新しい広域の炉では、プラスチックの分別なんかやめて燃やしてしまうという計画に
してしまって、そのために別府市は分別収集の方針を撤回した、こういう経過があるわけ
ですね。ですから、市長が県下で初めて非常事態宣言というものを出すというのであれば、
最大の問題点、このプラスチックを燃やさず分別収集してリサイクルするという、この別
府市が平成19年度に打ち出した原点に立ち戻るべきではないか、このように私は考えて
おりますが、いかがでしょうか。

○生活環境課参事（原田勲明君） お答えいたします。

昨年の6月にプラスチックに係る資源循環の促進等に係る法律、略称でプラスチック資
源循環促進法というものが公布をされ、本年4月に全面施行というようなことになってお
ります。この法律の第6条で規定されているプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び
再商品化につきましては、やはり本市の環境及び廃棄物行政における大きな課題である
ということが言えると認識をしております。

法律公布後の昨年の10月に別府速見地域広域市町村圏事務組合を組織しております2
市1町担当課長と担当者会議というものが開催をされておりまして、その中でプラスチ
ックごみの一括収集の対応、またリサイクルについてが議題となっております。当面は実
施に当たってハード面、必要なハード面、ソフト面のほうを整備していこうということで、
2市1町で目標を定めて対応してまいりたいというふうに考えております。

○18番（平野文活君） 今の答弁は、国が法律をつくったわけですね、分別収集が言うなら
求められておる。その法律を踏まえて2市1町で協議しながらではあるが、プラスチック
は燃やさず分別収集をする、そういう方向が出ているというふうに理解していいのでしょ
うか。

○生活環境課参事（原田勲明君） お答えをいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、この法律に基づいてどのような対応をしていくかと
いうのは、別府市及び2市1町で連携をして進めていこうということが、この間の会議で
確認をされたところでございますので、その方向で進めてまいりたいというふうに考えて
おります。

○18番（平野文活君） 平成19年に県下でも別府市はかなり先駆的に分別収集の方針を打
ち出したというふうに思いますが、残念ながらそれが実行されてこなかったという中で、
今回、今答弁があったような方向で見直しがされようとしているということについては、
非常に歓迎をしたいと思えます。その県下で初めて別府市が「気候非常事態宣言」という
ものを出した。具体的な取組の決意を示されているわけですが、その決意の要をなす課題
ではないかというふうに私は考えております。ぜひそういうことが実行されますようお願い
して、質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○13番（荒金卓雄君） 通告どおり質問をしていきます。

私のタイトルは、使用済みPC・小型家電の回収・リサイクルについてということですが、リサイクルということで今の18番議員が触れましたが、1月の25日に別府市が表明しました「別府市気候非常事態宣言」というのも大きく背景に入りますので、まずそのことをお伺いします。

まず、この今回の宣言に至った背景、これを教えてください。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

地球温暖化問題につきましては、世界各国でパリ協定に基づく温室効果ガス排出量の削減目標の再検討や強化を打ち出している中、我が国でも2050年までにカーボンニュートラルの実現を掲げ、温室効果ガス削減目標の上積みを行っているところであります。

一方、昨今の世界各地では、記録的な豪雨や高温、巨大台風の襲来など異常気象が多発・顕在化し、日本におきましても、気候変動の影響は全国各地で現れており、今後さらに長期化・拡大するおそれがございます。こうした異常気象等の気候変動に対処し、住民の生命や財産を将来にわたって守り、経済や社会の持続可能な発展を図るためには、あらゆる主体が温室効果ガスの排出削減に全力で取り組むことが肝要であると考えております。

本市は、地球温暖化、その他の気候変動が全世界の人々の生活、社会、経済及び人類を取り巻く自然界に多大な影響を与えていることを再認識するとともに、本市の環境に対する姿勢を示すため「気候非常事態宣言」を発出したところであります。

また、令和2年2月に立命館アジア太平洋大学の学生らで構成されるグループ「フライデー・フォー・フューチャー大分」が、この宣言を求める請願を別府市議会に提出し、本市議会で令和2年3月に全会一致で請願が採択されたことを受けまして、今回の宣言に至ったところでございます。

○13番（荒金卓雄君） 今おっしゃいましたAPUの大学生からの声、また昨年ありましたCOP26では、グretaさんを中心とした若い世代の皆さんが、言い方は悪いですが、我々のような年代以上にこの気候の非常事態に危機感を持っているというのが私はすごいなというふうに思います。

次にお伺いします。この宣言に盛り込みました別府市として積極的に取り組む温暖化対策、この具体的な内容はどのようなものを上げていますか。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

宣言の内容といたしましては、5つの項目がございます。

1つ目といたしましては、公共施設での省エネ推進と再生可能のエネルギーの利活用、2つ目は、地域での資源循環を目指したごみの発生抑制・再使用・再生利用の3Rの加速、3つ目としまして、自然環境の保全と自然体験型学習の機会の増進、4つ目は、2050年に二酸化炭素排出を実質ゼロに、5つ目は、そうした気候変動などの知見の収集や整理と情報共有による各主体の取組の促進でございます。

また、今回の宣言は、先ほど申しました「フライデー・フォー・フューチャー大分」が実施したアンケートの結果も踏まえまして、その学生の声を最大限盛り込めるよう宣言内容について十分に検討を重ね決定をしたところでございます。

○13番（荒金卓雄君） 今5つの具体的な盛り込んだ行動ということが出ましたけれども、私が改めてこのごみ収集問題、リサイクル等を思うときに、やはり毎日市内を収集車が巡回してくれています。冬の寒い、寒風の中でも、また夏の猛暑の中でも汗まみれになりながら回収していただいている。私のところは天満町なのですが、火曜日と金曜日がいわゆる可燃物を出す日になっておりまして、8時から8時半ぐらいの間に「てんてんてんまりてん手まり」と、「まりと殿様」の音楽が聞こえてまいります。そうすると、家内が前日の夜に準備して袋に詰めておったのを、私が手に取ってサンダル履きで近くのステーションに持っていくのですね。やっぱりカラスの被害がありますので、ネットを丁寧にかけて

いくと。これが、私は火曜日と金曜日のうちの地域の収集日だけに関わっているわけですが、毎日 365 日休みなくこの収集作業に関わっていただいている皆さんに、改めてまず感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

私は、今回、家庭で使用する PC や小型家電リサイクル法の対象となる使用済み小型家電のリサイクル回収について絞って質問するわけですが、それはなぜかといいますと、今もう我々の家庭に、また個人に非常に高性能で小型化の IC 機器、それが身近にあふれているぐらいなのですね。ところが、それもやはり廃棄されるときが来る。その処分の仕方、また、それを大げさに言うと国としての資源安全保障というぐらいのレベルでレアメタルだったり貴金属があったりするわけですから、その辺のリサイクルに関してどうかということを今回お尋ねしたいと思います。

まず、この別府市において使用済み小型家電の回収の対象となるもの、これはどのようなものですか。

○生活環境課参事（原田勲明君） お答えいたします。

小型家電の回収につきましては、小型家電リサイクル法に基づいて実施をされているわけですが、この法律では、消費者の皆さんが通常家庭で使用する電気機械器具であって、効率的な収集運搬が可能であり、経済性の面における制約が著しくないものを制度の対象品目として政令で定めております。政令指定品目として定められているものは携帯電話、パソコン、ゲーム機をはじめとする電気機械器具を 12 の分別で対象品目として定めており、約 400 品目にも及びます。

本市におきましては、国が資源性と分別のしやすさから特にリサイクルするべき品目としてガイドラインにおいて指定している特定対象品目のうち、分類及び廃棄の際に持ち運びが容易なもので資源性が高く、事業者を引き渡す場合に有償譲渡ができるものを特定対象品目から抽出をし、携帯電話、デジカメ、ゲーム機、ICレコーダー、電子辞書、電卓、ケーブルなどの付属品など 15 品目を限定して回収をしております。

○13 番（荒金卓雄君） 本当はどうか、28 分類で政令指定品目として定められていて、400 品目に及ぶわけですが、その中でいろんな回収の利便性等を図って、別府市としては 15 品目を限定して回収していると。皆さんの家庭にもデジカメの眠っているのがあるのではないのでしょうか。また ICレコーダー、電子辞書、電卓、必ず引き出しのどこかに眠っているのがあるかと思しますので、市民全体の問題意識に通じてくると思います。

では、別府市が取り組んでいますこの使用済み小型家電リサイクルの目的は何でしょうか。

○生活環境課参事（原田勲明君） この法律であります小型家電リサイクル法であります、これは平成 24 年 8 月 10 日に公布をされております。この法律に基づいて実施をされているというわけですが、その法律の中で、その目的が資源の有効利用の確保と最終処分場の延命化を図るものであるということが条文の中でうたわれております。

○13 番（荒金卓雄君） 以前からよく言われます「混ぜればごみ、分ければ資源」、これが回収、またリサイクルをする上で大原則のところであります。

今答弁ありました目的の 1 つである資源の有効利用というのがありますが、回収品目に指定されているパソコン、パソコンは実際は別府市は指定しておりませんが、小型家電に含まれる有用な金属とはどのようなものがありますか。

○生活環境課参事（原田勲明君） お答えいたします。

パソコンや携帯電話、デジカメなど使用済みの小型電子機器の中には、鉄、アルミ、銅などのベースメタルとして分類をされるもの、金銀プラチナなど貴金属として分類されるもの、またリチウム、ベリリウム、チタンなど希少な非鉄金属のレアメタルとして分類さ

れるものが含まれております。

- 13番（荒金卓雄君） 今ありましたリチウムなどは、やはり今電気自動車、またハイブリッド、こういうのがエンジン、ガソリンエンジンの車から大きくそちらにシフトをしていくという時代に向かっています。そのときに重要なのは、やっぱりバッテリーなのですね、充電電池。それにこのリチウムなどが、電気自動車用のリチウムイオン電池というようなのに非常に必要にされるわけですから、重要なものになります。

今申し上げた以外に、小型家電から回収された有用な金属がどのように利用されているのか、少し教えてください。

- 生活環境課参事（原田勲明君） お答えいたします。

回収された有用な金属につきましては、マテリアルリサイクルとして製品をつくる原材料に再利用されております。昨年開催されました東京オリンピック・パラリンピックにおける約5,000個のメダルの原材料についても、使用済み小型家電から調達をされたというふうに報道もされております。

- 13番（荒金卓雄君） テレビで何回も見ますが、あの金メダルが、実は回収された小型家電からの金を集めてつくられているというのは、非常にびっくりもしますし、その技術力、それにも驚くところでもあります。

では次に、別府市として使用済み小型家電の回収をいつから始めたか、そしてまたどのような方法で現在行っているか。これはどうでしょうか。

- 生活環境課参事（原田勲明君） お答えいたします。

まず、小型家電の回収時期でございますが、本市におきましては、小型家電の回収を平成26年6月から実施をしております。

次に、対象品目の回収でございますが、本市におきましては、ボックス回収及びピックアップ回収方式により対象品目を回収しております。

まずボックス回収でございますが、これにつきましては、市役所の本庁舎のグランドフロア、リサイクル情報センター、市内各出張所に回収ボックスを設置し、拠点回収を行っております。

次にピックアップ収集でございますが、これにつきましては、市民の皆様から不燃物として排出されたごみの中から、収集している職員が対象品目を選別する方式で回収を行っております。また、市内の家電量販店でも小型家電の回収を実施しておりますが、対象品目であっても品目により有料回収となるものもあるようでございます。

- 13番（荒金卓雄君） よく言われるごみカレンダー、正式には「ごみと資源の分け方・出し方カレンダー」という名称がついておりますけれども、この中に使用済み小型家電というコーナー、説明がありまして、そこにイラスト入りでこういうのが回収できますということをされていますが、それが実際どれくらい市民の皆さんに伝わっているのか。また、もう平成26年から実施しているということですが、どれくらいの回収量があっているのか。まずその回収の量について教えてください。

- 生活環境課参事（原田勲明君） お答えをいたします。

ボックス回収及びピックアップ回収により過去5年になりますが、回収した実績でございます。これにつきましては、平成28年度が2.64トン、29年度が2.93トン、30年度が2.79トン、令和元年度が1.23トン、2年度が1.98トンと推移をしており、この2年間は回収量が減少しております。

- 13番（荒金卓雄君） では、その回収した貴金属類の、それがどれくらいの売却額になるのか。これはどうですか。

- 生活環境課参事（原田勲明君） お答えいたします。

売払いの実績でございますが、これは消費税込みの金額になります。平成28年度が26

万 4,094 円、29 年度が 24 万 5,106 円、30 年度が 22 万 6,981 円、令和元年度、2 年度分を合わせた分が 16 万 8,850 円ということで推移をしております。

- 13 番（荒金卓雄君） これは5年間の回収量で、さっき参事が答弁いただきました5年間の数字を足しますと、約 11.57 トン、2 トントラック 5 台ぐらい。これは純粋に抜き出した金属だけというわけではなくて、回収した物品の総重量ということですから、その中に含まれる有用な金属というのは、さらにわずかな量かと思うのですけれども、それを売却して業者のリサイクルに手渡して委ねていくわけでありますけれども、この5年間の今おっしゃった金額を足しても約 90 万 3,000 円。ですから、なかなか労力に見合った経済的な仕組みまで成り立ってはいないと。だけれども、これをやめて、いわゆる不燃物というだけで出してしまうと、もう回収が極めて困難になってくるという問題があるかと思えます。

それで、今後この回収量をさらに増加させていくために市民の協力が不可欠であると思えます。市民の皆さんへの周知は、現在どのように行っていますか。

- 生活環境課参事（原田勲明君） お答えいたします。

小型家電につきましては、先ほど議員さんのほうからの御案内がありましたように、毎年 3 月に市報とともにお配りをしている「ごみと資源の分け方・出し方カレンダー」、この裏面に掲載をしているほか、本市のホームページにおきましても、ゴミの減量化・リサイクル推進の取組の項にも情報をアップしております。また、本市の LINE 公式アカウントで AI チャットボットを活用した分別検索のほうを設けており、対象品目が入力された際には、小型家電の配送方法について御案内をさせていただいております。

- 13 番（荒金卓雄君） 非常に渋い効果音が……（笑声）聞こえてまいりました。（発言する者あり）

それで、これまでは一応そういう貴重な金属等が含まれているという使用済み小型家電というものの回収で状況を聞いてきましたけれども、1 点、今度は「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」、これに関してちょっと伺いたいと思います。

今、皆さんの家庭にパソコン、スマホは必ずといっていいほどあるかと思えます。そうすると必ずといっていいほどやはりプリンターが、家庭用のプリンターがあるのではないかと思うのですね。それにはやっぱりいわゆるインクカートリッジが必要になってくるわけです。ところが、このインクカートリッジが現在は、今申し上げた使用済み小型家電というのでリサイクルの対象にはなっていません。しかし、私なんかも毎年賀状の印刷のときにはやっぱり 1 箱分買ってきて印刷をします。皆さんもやはり年に 1 回、2 回はそういうインクカートリッジの買換えがあるかと思うのですけれども、これは実はインクカートリッジ、プリンターを出しているブラザーまたキヤノン、セイコーエプソン、ヒューレットパカード、こういう民間の企業がその回収を共同でやっという、再資源化してというというリサイクル活動の名称なのです。これにいろんな呼びかけがされています。これももう実施されて、2008 年から活動が始まっています。それに共鳴するいろんな自治体も多くありまして、その回収ボックスを置く場所を提供して回収の一助に役立ってというということなのですけれども、これに関して別府市として参加する考えはありませんか。

- 生活環境課参事（原田勲明君） お答えいたします。

この事業につきましては、対象となるプリンターメーカーが、環境省より廃棄物処理の広域認定制度の認定を取得し、ユーザーから廃棄物となったインクカートリッジの広域的な回収やリサイクルを実施することによって、ごみ減量や適正処理を実行されているものと理解をしておりますが、この分につきましては、まだ詳細については不明でありますので、まず当該事業における自治体の関わり方や回収からリサイクルまでの処理手順等を調

査してまいりたいというふうに考えております。

- 13番（荒金卓雄君）これはなかなか、まだ名が売れていないというか、知らないところも多いようなのですが、この「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」の活動報告として、ちょっと2018年の記録なのですが、10年間やったその成果として、使用済みインクカートリッジを約2,400万個回収したと。これの効果は、もし家庭用の一般ごみで処理された場合、いわゆるそれに出すともう焼かれるわけですね、燃焼させられるわけですが、二酸化炭素が出てきますけれども、それと比べたら二酸化炭素・CO₂の削減量は883トン、これは杉の木、杉ですね、杉の木9万9,900本分に相当しますと。要はそれだけの杉が二酸化炭素を吸収したというのに匹敵するだけの効果があるのですということです。

私は、今後ますますこのプリンターのインクカートリッジ、各家庭でお使いになるのが増えてくると思いますので、ぜひこの「里帰りプロジェクト」、「里帰り」という意味は、通常さっき申しましたいろんなメーカーのインクカートリッジが、やむを得ず1か所に集まるわけです。このプロジェクトは、それを長野県の諏訪市というところにあります分別工場にとにかく全国から送るのです。これには郵便局が非常に積極的に関わってくれて、別府でも別府中央郵便局に回収ボックスが、この「里帰りプロジェクト」の回収ボックスがあります。そこに、私もつい最近見に行きましたが、あふれるぐらい入っていました。民間、一般の量販店、家電量販店にも見に行きましたがね、やっぱりそういうボックスが2つある店舗もありました。ですから、これが増えればもっと加速していく。

ちなみにこれにかかる費用は、このプロジェクトが負担するというようになっておりますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

結びに、デジタルファースト宣言ならではの回収推進というのを上げさせていただきました。これからますますこういうIC機器が、企業だけではなく家庭、個人、またそれがもっと早いサイクルで回収が必要になってくるというふうに思います。このときに今の、さっき伺いました別府市の市役所のグランドフロア、また出張所にあります使用済みの小型家電の回収ボックスだけで十分だろうかというのを考えますと、私も実は昨日、もう一回改めてグランドフロアを見に行きました。ちょっと分かりにくいのですよ、正直なところ。また、どうしてグランドフロアに置いているかといったら、恐らく以前そこに環境課が入っていましたから、その続行ということだと思うのですけれども、実はそこを見に行ったら、眼鏡のリサイクルのボックスもあるのです。これは、別府ライオンズクラブさんが眼鏡のリサイクルを呼びかけて、そこにボックスを置いて、これは世界の中であり、目の視力の矯正ができないために勉強がやりづらい、また日常生活ができないというようなことで困っている方に提供していこうというような観点とか、いろんなリサイクルがあるようです。

私のほうからはちょっと提案というか、注文です。群馬県の安中市というところが、ボックスのところにのぼりを立てて、「使用済み小型家電を回収しています」。これはもう分かりやすいようにという工夫ですね。そういうのも考えてほしいし、また、さらにボックスが、今中に何が入っているか分からぬわけです、当然。私は、あれを思い切ってスケルトンに、透明にして何が入っているのかと。もちろん、言い方は悪いけれども、万が一紛失とかなったら問題ですけれども、何が入っているのかが分かれば、多くの人は、これを持ってくればいいのかとなるわけです。ところが、何が入っているか分からないと、もう流して見てしまうというのがありますので、私はスケルトン化を考えていただいたらどうかと。

2つ目は、使用済み小型家電の回収からリサイクルで、どのように工場でもリサイクルされて、どのように再利用されているか。これは宣言にもありますが、循環経済、この様子を映像としてぜひ見せていただきたいと思います。

もう1個。これはもう今日、合同新聞に市長とJTの大分支店長が「面白いことを楽し

く」というのがあって、勇気もらってお話するのですが、回収箱のところに子どもさん連れで来たり、若い人が来たりできるようにUFOキャッチャー、UFOキャッチャーを置いて、持ってきたら1回ただ、無料でできますよ。(笑声) それはなぜかという、UFO、都市鉱山と、「都市鉱山」と言われています、ああいうIC機器がどこにもあるのだけでも、その中から貴重なものをピックアップすると。これのイメージが通じるのではないかな。その上で楽しんでもらうというようなアイデアを出して、小さい子どもさんをお母さんが連れてきて「ここに入れるよ。では、1回遊ぼうか」と。また若いカップルが来てちょっと楽しみがてらやろうというようなことを考えてもらったらいいのではないかとと思いますが、ちょっと後ろの、ありますので、答えられる範囲で答弁をお願いします。

○市長（長野恭紘君） まず、リサイクルボックスの場所が分かりにくいということで、確かに皆さん方に分かりやすい場所に置くというのは、それは当然だなというふうに思っていますので、またそれは内部で協議をしたいというふうに思っていますし、スケルトン化によってそこに何が入っているのかが分かるようにすれば、そこを通った人は今度、次回持ってこようとか、そういった流れになるのかなというふうに思っておりますので、これも内部でしっかり協議をさせていただきたいというふうに思っています。

環境は教育でもあるというふうに思っています。環境教育を進めていく上で子どもたちにもそういったことを体感してもらって、ビデオ等で見てもらうというような、これは非常に重要なことだというふうに思っていますし、UFOキャッチャー、これはもう斬新な考え方で、もう本当に……、でもやっぱりそういう楽しいということが、我々にとって教育であっても、子どもにとっては遊びの一環だと。それが一つの教育、能力を伸ばしていくということにつながるというふうに思っていますので、どこでやるかとか、どうするかは別にしても、一つのいいアイデアをいただいたなというふうに思いますので、今後様々な場所・機会をしっかりと得て検討していきたいというふうに思います。

○13番（荒金卓雄君） ありがとうございます。以上で終わります。

○副議長（小野正明君） 休憩いたします。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（松川章三君） 再開いたします。

○9番（三重忠昭君） 一般質問最終日、最後ということで何となく重苦しい雰囲気というか、背中にプレッシャーを非常に感じてはいるのですけれども、もともと私の質問は当初2時からの予定でしたので、それを考えるとかなり時間が繰り上がっていますので、頑張って質問をしたいと思います。

それでは、早速質問に入ります。まずは教育行政について。

教職員の業務量削減や負担軽減はどこまで進んでいるのかという質問になりますが、この教職員の長時間勤務、また多忙化が、全国的にも大きな社会問題となってから、もう既にかかなりの年月が経過をしております。大分県においても、私が議員になった11年前にもう既に大きな問題となっており、この間、議会においてもこの問題を何度となく取り上げてきました。教職員の本来の業務である授業や子どもたちと向き合える時間をしっかりと確保し、健康で生き生きとやりがいを持って働ける環境は、子どもたちの豊かな教育にもつながるものであります。

そこで、早速質問に入りますが、この業務量の削減や多忙化の解消が、今実際にどこまで進んでいるのかを聞かせてください。

○学校教育課参事（松丸真治君） お答えいたします。

平成30年3月に作成した別府市立学校業務改善計画に基づき、市教委主催の研修や会議の削減、調査報告書の簡素化、スクールサポートスタッフや部活動指導員の配置などの

人的支援等の取組を進めてまいりました。これらの取組の結果として、研修や会議の時間は令和2年度までに約33%削減されました。また、1か月80時間以上の超過勤務をした教職員の割合は、15.7%から2.2%まで10%以下という目標を達成することができました。

本年度は、医師による面接指導の対象となる1か月80時間以上の超過勤務をする教職員の割合を0%にすることを目標として、別府市立学校業務改善計画第2期を策定し、具体的な取組を計画しました。主な取組としては、従前からの勤怠管理システムによる適正な勤務時間管理、学校閉庁日の設定等の継続した取組に加え、新たに全市一斉定時退勤日の設定、校務支援システムの活用促進、勤務時間外の保護者等へ連絡する際の手段やシステムの検討、休日の部活動の段階的な地域移行の検討等に取り組んでまいります。

○9番（三重忠昭君） 議長、すみません、ちょっと冒頭私、言い忘れておったのですが、この質問の項目の3番と4番、これを入れ替えさせていただきます。

○議長（松川章三君） はい。

○9番（三重忠昭君） はい、よろしくをお願いします。

答弁ありがとうございます。教育委員会として平成30年に策定した業務改善計画によって研修や会議の時間の縮減、それから数値目標を達成できたということであります。また、新年度においても業務改善に向けいろいろな方策に取り組んでいくということで、それはそれでしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

ただ、数値上では削減されたようになっているのですが、では実際に現場の教職員にその実感があるのかといえ、そのようになっていないのが現状であります。それはなぜかという、これまでもずっと言ってきましたけれども、もう現在既に教員一人一人の頑張りとか努力ではどうにもならないぐらいになっていた膨大な仕事量が、今回そういった形でわずかに減ったとはいえ、それを上回るように今回コロナによってコロナの感染症対策、それからGIGAスクール構想等でパソコン端末を活用した授業対応、それからまた、教える教科が増えて授業時間数の増加など、それらに付随してやはり様々な業務が追加をされてきています。本来ならやはり一つの新しいことを増やすなら、2つ以上、子どもたちに直接影響しないようなものを減らすぐらいの考えでやらなければ、この業務改善にはなかなか結びつかないというふうに思っています。

さらに、つい先般も報道で大きく取り上げられましたが、そういった過酷な学校現場、労働環境から、もう今、学校現場が「ブラック職場」とまで言われるようになってしまったことによって、教職員のなり手そのものが不足しているというような報道もありました。それが結果的にまたその教職員の多忙化に拍車をかけている現状があります。

また、今答弁にもありましたけれども、勤務時間それから超勤の問題も、学校にいる時間は確かに減っている部分もあるのですが、それは教育委員会が設定する目標達成のために、中には管理職から、仕事が残っているのに「もう早く帰りなさいよ」と、そういうふうに言われたり、一斉定時退勤日、これは水曜日ですかね、水曜日の定時になったら帰らざるを得ないようなことによって、結果的にそのしわ寄せが家に帰ってから仕事をする、いわゆる持ち帰り業務ですけれども、その時間が増えているといった事実もあります。この部分も今回はあえて詰めませんでしたけれども、詰めて問いませんでしたけれども、教育委員会もそれは承知をしているはずで、だから、しっかりとそういった実態を含めて教職員の本当に負担が減った、子どもたちと向き合える時間が増えたと実感できる業務改善に今後も努めていただきたいと思います。

そこで、次の質問ですが、コロナが発生して約2年ですね、2年になりますが、この間、学校現場においてもその影響で学校行事の見直しや研修・会議の見直しもあったと思います。そういった緊急対応で一時的にはさらに業務が増えた部分もあったということは、私も理解していますが、それでも、ちょっとざっくりと申し上げれば、それによって半ば強

制的に業務の取捨選択ができたのではないかと、それによって仕事量の削減や業務改善などが見えてきたものがあったのではないかと感じていますが、教育委員会の見解を聞かせてください。

○学校教育課参事（松丸真治君） お答えいたします。

この2年間、コロナ禍における感染対策として学校行事を縮小したり、対面の会議をオンラインや書面の実施に変更したりするなどの対応を行いました。そのことにより、改めて行事や会議の内容等を見直し、精選することができました。

今後も働き方改革の視点を持ち、教職員の負担軽減を図ることで業務改善を行い、子どもと向き合う時間を確保していきたいと考えております。

○9番（三重忠昭君） 長い時間をかけて学校現場に積み重なってきた様々な業務によって、今いろんな問題が表面化してきているわけですね。これは何とかしないといけないということで、国のほうでもいろんな動きが出ていますし、教育現場それから教職員の業務改善の機運が、大分県のみならず日本全国的にも高まっている今、実際はもう、ちょっと遅過ぎるような感じもしていますが、それでもやっぱりやらなければ、本当にこれから持続可能な学校、子どもたちへの教育現場というものが立ち行かなくなってしまうのではないかと私は感じています。

ただ、なかなか行政というのは、これまでの慣例や方針をなかなか転換することができないというか、難しい。そのことは議員になって行政と関わってつくづくそういうふうに感じていますし、それはこの教育行政に関わらずほかの部分でも、やっぱり市民もそう感じている人が多いと思っています。

ただそうは言っても、そういうのを、ちょっと言い方は乱暴かもしれませんが、それを可能にする一つが、一つの非常事態だというふうに思っています。それはどういうことかといったら、まさにコロナのこの今です。2020年12月の市報に長野市長のコラムですね、「創」というコラムに、「コロナ禍は今まで当たり前に行っていた事を考え直すきっかけも与えてくれました。断捨離をせざるを得ない環境になったという事かもしれません。——途中省略しますけれども——予算や人材、時間をいかに大切に使うか」ということが書かれています。まさにそのとおりだと思うのです。そうしていかなければ、いつまでたってもこの教育行政における抜本的な業務改善、負担軽減は進まないと思っています。今のこの機会にしっかりと思い切って進めてもらいたいと思います。

そこで、次の質問ですが、そのために重要になってくるのが、やはり現場の実態を知るためには現場の声を聞く必要があると思います。

以前の議会で、現場教職員との意見交換の場を定期的に持つように要望して、実際にその場がこれまで開かれてきました。ただ、ここ最近はコロナの影響もあってか、その場がなかなか持たれていないというふうに聞いていますが、まずはどのようになっているのか。それから、今後のことも含めて聞かせてください。

○学校教育課参事（松丸真治君） お答えいたします。

1月31日月曜日に意見交換会を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、やむを得ず中止いたしました。現在、別府市立学校業務改善計画第2期について、意見交換会の委員の皆様方からの御意見を集約しているところです。次年度の意見交換会にて共有し、協議を深めてまいりたいと思います。

○教育部長（柏木正義君） お答えいたします。

別府市立学校業務改善計画第2期の委員意見につきましては、教育委員会内部でも十分協議を行い、改善できるものについては早急に改善し、改善すべきものについては改善できるよう進めてまいりたいと考えております。

学校の業務改善を推進することにより、教員の子どもと向き合う時間を確保することで、

教員という仕事の魅力を高めることができると考えております。そのためスクールサポートスタッフやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員などの人的資源は欠かせないと考えており、令和4年度当初予算において一部他都市にない独自の配置・取組を含めた予算計上をいたしました。

今後も必要に応じて、国や県の制度にはない有効な制度や配置も考えてまいりたいと思っております。また、これからは学校が抱える問題については、学校・家庭・地域・行政が一体となって協働して解決に向けて取り組むことが、ますます重要になると考えております。また、そのような取組が、子どもたち一人一人に寄り添い、向き合う教育の実現につながると考えております。学校の業務改善を積極的に推進し、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

- 9番（三重忠昭君） 部長、それから教育長もぜひしっかりとよろしくお願いをしたいと思えます。とにかく、もう待ったなしの状況であると思えます。

今回は時間の関係で個別の教育施策については質問をしませんでしたが、とにかく重ねて言いますが、もう本当に待ったなしの状態なので、よろしくお願います。

それでは、教育行政次の質問項目、教職員の広域異動についての質問になりますが、まずはその説明をお願いします。

- 学校教育課参事（松丸真治君） お答えいたします。

若年期の広域異動とは、県を14の人事地域に分け、原則として新採用からおおむね10年以内に3つ以上の人事地域に勤務するものとされています。大分県では、教育のプロとして人材育成を図るためキャリア形成を意識し、採用から早い時期に異なる環境で多様な経験を積ませることを目的に若年期の広域異動を推進しています。

- 9番（三重忠昭君） 新採用されてからおおむね10年以内に3つ以上の人事地域を勤務するわけでありませうけれども、これによって大学を卒業してすぐ採用される方もいらっしゃるし、もちろん何年か臨時を経て新たに採用された方々なんかもいわゆる対象になるわけですが、やはりそういった方々からかなりこの広域人事異動のルールが出てから、すぐ様々な困りの声が上がっていますが、そのことについて教育委員会としてはどのように捉えているか見解を聞かせてください。

- 学校教育課参事（松丸真治君） お答えします。

人材育成の観点から、若年期に異なる環境で多様な経験を積むことは、教員としての知見を広げるものと捉えています。しかし、居住地から勤務地までは遠く育児に負担が大きいなど、仕事と生活の両立が難しい場合があることを把握しております。

- 9番（三重忠昭君） 異動そのものを否定しているわけではありません。これはもちろん大切なことであります。ただ他県、ほかの県にはないようなこの人事異動ルールによって、今答弁がありましたけれども、教職員の仕事と生活、いわゆるワークライフバランスですね、その両立の問題だけではなくて、実際に保護者や地域の方からも、せっかく先生との関係ができたのに、もう先生がすぐ代わってしまうというようなこともよく聞いています。また、災害時とか緊急時に先生がやっぱり学校に来られなくて困っているのだというような声も上がっています。

この異動ルールについて、ルールが出された当初、そういった問題点を指摘して、見直しも含めてこの別府市議会からも意見書を上げましたし、県に対して。実際他の議会からもやはり同様に県に対して、このルールはやっぱり見直すべきではないかというような意見書が上げられています。

それと、先ほど申し上げた教員不足の問題にもこのルールが影響しているといったことも聞いています。それはどういうことかといったら、このルールがあるために、いわゆる県境に住んでいる教職員ですね、日田とか宮崎のほうに近い、福岡に近い人とかですね。

大分県で受験せずに隣接するそういった県で受験をするといったことも聞かれています。実際に採用された、大分県内で採用された若い人たちや臨採、臨時の経験を経て採用された方々からも、異動とか、それから先ほどから言っていますけれども、学校現場の多忙化ですね、子どもたちのためになっているとは思えないような業務の多さに本当に悩んでいますし、もう、ちょっと続けられないかもしれないといった悲鳴にも近いような声が寄せられています。

いずれにしても、重ねて言いますが、この教職員の多忙化の解消、そしてこの人事異動の是正、見直しなどを別府市教育委員会としても、他の教育委員会と連携して県の教育委員会に機会あるごとにしっかりと申入れをしていくべきと考えていますが、教育長の考えを聞かせてください。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

この大分県の教育委員会の広域の人事異動につきましては、まず教職員の人材の育成、これが大きいと思います。そしてまた市町村に格差があるということで、市町村の格差の是正、そして教育水準をとにかく高めるといような、そういうような目的があると理解しているところでございます。

ただ、教職員につきましては、他の地域の教育を学ぶということ、その学んだ先生がまた帰ってきて子どもたちに教えるということは、非常に大切なことでありますし、また先生方も1か所に固定して学ぶことよりも、やっぱり他の地域に出て学んで、それがまた今後の指導に生かせるものと思っております。

ただ、今、議員さんの御指摘がございましたとおり、現在佐伯、中津から通勤されている教職員等の遠距離の問題、そしてまた仕事と生活、両立が非常に厳しいと、そういうことも十分認識しているところでございます。

ただ、この広域人事は、平成20年に教職員の採用の問題がございまして、全県的に見直さないといけないということもございまして、こういう制度も取っておりますけれども、今御指摘されましたとおり非常に厳しい面もあるというふうに声を聞いておりますので、まだこの制度の大きなメリットも認識していますので、なぜ広域人事なのかということも十分御理解していただくとともに、また何か大きい問題がありましたら、ぜひ県教委のほうにも提案し、また協議をお願いしていきたいと考えているところでございます。

○9番（三重忠昭君） 学校の先生の忙しいという問題というのは、これはもう本当に国レベルの話の部分もありますし、この異動ルール、今日質問しているこの広域の異動ルールに関しては、これは大分県内の問題であります。とにかくこの人事異動そのものを否定しているわけではありません。ただ、やはりリンクして、さっきの教員不足の問題等を含めて、こういったことがやっぱり一つ一つリンクして教員のなり手が減っている。それによってまた現場が疲弊していつているという、やっぱりそういう負のサイクルもあるわけですね。だから、やっぱりしっかりと現場の声を聞きながらどうあるべきかということ、しっかりと別府市の教育委員会からもまた県の教育委員会に改善に向けて声を上げていってもらいたいと思うのです。

恐らく教育長も、大分県内でいったらもう多分一番ベテランの域に入る教育長ではないかなと思いますし、別府市においても多分歴代教育長の在職期間も含めて一番長いのではないかなというふうに思っています。とにかく現場の教職員も教育長に対する期待も大きいわけで、ぜひ現場の声をしっかりと聞きながら、子どもたちにとっても教職員にとってもよりよい教育環境をつくっていただきますよう強くお願いをさせていただきたい。そのことを申し上げて、この教育行政の質問を終わります。

それでは、次にJRにおける駅の無人化についての質問に入ります。

これは、もうテレビや新聞報道でも大きく取り上げられて御存じの方もたくさんおられ

ると思いますが、昨年の12月23日にJR九州が、駅の体制の見直しを発表しました。そこで、まずはこれによって別府市内にある4つの駅ですね、東別府から別府駅、別府大学駅、亀川駅がどのような体制になるのかを聞かせてください。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

別府市内4つの駅でのJR九州による見直しの内容につきましては、まず別府駅では、切符の販売窓口営業時間が、現行5時15分から21時30分までとなっておりますが、7時30分から19時まで短縮されます。亀川駅も同様に切符の販売窓口営業時間が、現行5時45分から22時までが、7時30分から19時まで短縮されます。また別府大学駅においては切符の販売窓口が廃止となり、駅係員による改札の対応が、現行平日6時40分から19時10分まで、土日の7時15分から18時30分までが、平日・土日ともに7時30分から12時に短縮されます。また東別府駅においては駅係員が終日不在、いわゆる無人化となり、係員が定期的に巡回すると発表されております。

○9番（三重忠昭君） 別府、亀川の2つの駅では、切符の販売窓口の営業時間が短縮されて、別府大学で切符販売の窓口の廃止と駅員の対応時間が短縮されるということですね。午前中はいるけれども、午後はいないということですね。そして東別府は、もう完全に無人化されるということですが、このことによってどのぐらいの市民に影響が出るのか、利用者に影響が出るのかはまだ分かりませんが、そこで次の質問ですが、別府市としてこの発表を聞いて、JRとどのような協議をしているのか、また市としての見解を聞かせてください。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

今回の駅営業体制等の変更につきましては、JR九州管内全域での見直しで、大分県内のほかの駅も影響を受けていることから、県内の自治体で協議を行い、駅の無人化や販売窓口の廃止、駅営業時間の短縮等、駅の営業体制の変更は受け入れがたく、地域住民の意見等を十分に聞き取り、丁寧な説明と慎重な検討をJR九州に対しまして、大分県市長会、大分県町村会を通じて要望してまいりました。

無人駅となります東別府駅では、係員の定期的な巡回やサポートが必要な方へは、事前予約制で介助スタッフが対応するなどの発表がされておりますが、住民の皆様が御利用するに当たりまして、安全・安心の確保とともにスムーズな御利用ができるよう努めていただきたいと思います。

○9番（三重忠昭君） それでは、県内のほかの自治体は、この駅の無人化に対してどのような対応をしているのかを聞かせてください。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

県内の無人駅の中にはJR九州がカメラやインターホンを設置して、サポートセンターからカメラを通じてお客様の安全を見守り、インターホンを通じてお客様の御案内等を行っているスマートサポートステーションを導入している駅がございます。また、自治体がJR九州から切符の販売業務や改札業務、駅舎の清掃などの業務を受託し、その業務を市からほかの団体へ再委託する駅などがあると伺っております。

○9番（三重忠昭君） カメラなどを通じて利用者の安全を見守っているということですが、やはり何かがあった場合には、当然すぐに対応ができません。また、自治体がJRから業務を受託し、さらにその業務を自治体から他の団体へ再委託しているという駅もあるということは、私も聞いています。自治体名やその駅名は伏せますけれども、そのある駅の状況を聞いたところ、委託料が280万円ほどかかるものに対して、JR九州からその自治体に入る委託手数料は約5分の1の56万円と聞いています。自治体が200万円以上の負担をしているということですね。

先日の新聞報道でも、別府市も無人化される東別府駅を委託駅にすべきか、内部で今検

討している段階だというふうには書かれていましたが、ただやはり利用者の安全やそのための措置について、私は、まずはその一義的責任はJRにあると思っています。公共交通機関としての役割をしっかりと果たして、地域住民への丁寧な説明や対応をすべきであると私は感じています。

先般、ちょっと話は変わりますが、これも御存じの方はおられると思いますが、今回のこのJR九州の駅の体制の見直し、無人化に対して、車椅子で生活される大分市民3名の方が、無人化は障がい者の移動の自由を侵害するとして裁判を起しました。先日、その原告側を支援する「だれもが安心して暮らせる大分県をつくる会」が開いた集会があり、私も参加をしてきました。その会には、長野市長からも激励のメッセージが届いており、参加者の方々も大変喜んで、お礼も言っておりました。

そこで、次の質問に入りますが、別府市としてこの問題についてそういった障がい者団体の方とどのような協議をされているのかを聞かせてください。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

先月2月下旬に障がい者団体等の方が市役所に来庁され、JR九州の駅体制の見直しが、障がい者や高齢者等に大きな影響を与えることから、JR九州に住民説明会の開催や、住民・障がい者の意見を聞いて問題解決に努めてほしいことなどを要望してきたことなどの御意見を伺っております。

別府市としましても、大分県市長会を通じまして、今回の変更は受け入れがたいものであり、JR九州に住民への丁寧な説明と慎重な検討を要望していることを伝えているところでございます。

○9番（三重忠昭君） 引き続きしっかりと、今後も要望していただきたいと思います。集会でも、車椅子や視覚障がい者の方々が、無人化された場合の危険性や、ぜひJRには自分たちの意見を聞いてほしい、聞く場を持ってほしいという声がたくさん出ていました。東別府の地域の自治会の役員の方にも聞きましたけれども、まだ地域にはJRから説明や意見を聞く場はないというふうに言っておられました。

また、集会で原告弁護団の徳田弁護士からも、憲法で保障された移動する権利等、障害者差別解消法が定める障がい者への合理的配慮の提供のどちらも満たされていないというふうに批判をされていました。そのとおりだと私も感じています。

そこで、この項目の最後の質問になりますけれども、先ほども申し上げましたが、この問題の一義的な責任はJRにあると思っています。ただ、不利益を被るであろう市民の困りや、そういったことを考えると、別府市としても無視はできないというところもあります。

そこで「ともに生きる条例」、バリアフリー化を進める市として今後どのように考えているのかを聞かせてください。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

「ともに生きる条例」では、生活環境に関する合理的配慮としまして、市及び事業者は、障がいのある人の公共交通機関の利用を円滑にするため、障がいのある人にとって必要とされる体制の整備及び研修の実施に努めるものとする規定されております。

また、国におきましても、駅の無人化が障がい者の社会的障壁とならないよう、安全で円滑に駅を利用できるようにガイドラインの策定を進めております。

鉄道は、公共性の高い交通機関であると認識しております。障がいのある人もない人も、皆が安全・安心に利用できる体制等の整備に努めていただくよう、市長会等を通じて引き続きJR九州へ要望していくとともに、市としましても御利用状況などを確認しながら、対応につつまして関係機関と協議してまいりたいと考えております。

○9番（三重忠昭君） 重ねてですけれども、よろしくお願ひします。もちろん裁判の動向

も注視していく必要があるのかなというふうに思っていますし、今後もいろんな機会を通じてしっかりとJRに要望していただきたいと思います。そのことを申し上げて、次の質問に入ります。ありがとうございました。

次は、色覚についての質問です。

この色覚とは、大勢の人とは色が異なって見える、感じてしまうことを言いますが、それによって就職、職業の選択が制限されるということが起きていました。ただ、バリアフリーの観点や社会的差別などが指摘され、また、以前に比べてこの色覚への理解が進み、検査をする合理的な理由がないことから、国においても見直しが図られてきました。とはいえ、まだまだ全てが解消されたわけではありません。

そこで、今回この色覚について質問をしようと思ったわけです。ただ、この質問をしようと思って、実は別府市議会の過去の議事録などを読み返すと、この色覚についての質問は、堀本議員さんがもう長年にわたって取り上げて、改善・解消に向けて大変な尽力をしてこられたことを知りました。そのことを通告した後で知って、今回の消防職員の採用における色覚検査についても、本来であれば堀本議員さんがする質問なのだろうなと思い、大変恐縮をしているのですが、質問に当たって堀本議員さんに言ったら、「しっかりやりなさい」という言葉をいただきましたので、堀本議員さんに代わって質問をさせていただきます。

そこで、質問に入りますが、まずは消防職員の採用試験における色覚検査についての国の考えを聞かせてください。

○消防本部次長兼庶務課長（浜崎仁孝君） お答えいたします。

平成13年に労働安全衛生規則等の一部が改正され、「色覚については、色の判別が可能か否かの確認にとどめることが望ましい」との通知に対して、平成30年に総務省消防庁から、色の識別を重要な要素としての見解を示す「消防吏員の色覚検査の基本的な考えについて」が通知されております。この通知において、消防業務は消火活動、危険物の取扱い、傷病者の搬送、人命の救助等において迅速かつ正確な判断が必要とされており、こうした現場においては色が重要な判断要素となる場合もあるとした上で、消防吏員の色覚の状況を的確に把握していくことは重要であるとの技術的助言が示されております。

さらに、採用試験において色覚検査を実施する場合には、検査の実施及びその結果の取扱いについては、応募者の適正と能力について、消防業務への支障の有無を確認し、判断するための必要最小限のものにすることとなっております。

○9番（三重忠昭君） はい、分かりました。

それでは、次の質問ですが、現在、大分県内の消防職員の採用試験における色覚検査の状況はどのようになっているのかを聞かせてください。

○消防本部次長兼庶務課長（浜崎仁孝君） お答えいたします。

現在の状況について、本市を除く県内13消防本部に調査を行ったところ、別府市を含む6消防本部が色覚検査を行っております。大分市や別府市は、受験資格に道路交通法施行規則の合格基準を準用した赤色、青色、黄色の識別ができることを、その他の消防本部については、色彩を識別でき業務の遂行に支障がないことなどの要件を設けております。

色覚検査を廃止した8消防本部の多くは、運転免許の保有で色覚に異常のない旨を確認ができるとの理由で廃止をしていますが、本人の安全のため、採用後、色覚に異常がないかを知っておくことは必要であるとの見解を示している消防本部もございます。

○9番（三重忠昭君） はい、分かりました。大分県内でも消防職員の採用選考時に色覚検査を廃止する動きが広がっているということで、とてもよいことだと思っています。ただ、それでもまだ地域格差や就職の機会均等に差があるという現実もあるわけでありまして。

別府市においてもこれまでの議会で、先ほど申し上げましたが、堀本議員が取り上げて、

この採用試験における色覚検査の緩和もされてはきていますが、国の動向、さらにはこの県内の状況も踏まえて、もう次回の採用試験から別府市も廃止すべきではと考えていますが、それができないでしょうか。

○消防長（須崎良一君） お答えいたします。

色の識別につきましては、平成30年にそれまでの受験資格でありました「色覚が正常であること」から、「赤色、青色、黄色の識別ができること」に変更して採用の門戸を広げたところでございます。

今後の採用試験でございますが、昨今の県下消防本部の情勢を鑑み、既に採用時の要件としています自動車運転免許の保有によって受験資格にある色覚に関する検査項目を廃止したいと考えております。

消防本部といたしましては、今後も受験者の将来を見据えて、本市の理念であります合理的な共生社会実現に向けた取組を積極的に推し進めてまいりたいと考えております。

○9番（三重忠昭君） 廃止という英断、判断をしていただいて、本当にありがとうございます。

そして、今答弁にありましたが、合理的な共生社会に向けての取組を進めていくということは、本当に大切なことだと思っています。ただ、やはりそのためには、幾ら法律や規則が変わったとしても、結局は私たち一人一人が違いであったり、多様性に対する意識や認識が変わらなければ、やはり社会環境、それから差別はなくなるのではないのでしょうかというふうに私は感じています。それは先ほどのJRの駅無人化の問題にもつながるものだというふうに思っています。ぜひ今後もいろんなところで共生社会の推進に向け積極的な取組をしていていただいて、大分県内にもどんどんどんどん広げていていただきたいと思っております。私も努力をしていきたいと思っています。そのことを申し上げて、この項の質問を終わり、最後の質問に移ります。

それで、最後の質問の環境行政、「気候変動非常事態宣言」の質問に入りますというか、入るはずだったのですが、自分のつきのなさといいますか、今回この項目の質問を上げた議員が3名いて、この3名がよりによってこの最終日に私を最後にして3人続いてしまって、正直もうお二人の議員からいろんな質問が出たので、私のほうから質問をすることがありません。

実はこの宣言に至る経緯ですね、先ほど答弁がありましたけれども、APUの学生さんから請願に対して紹介議員になってほしいということで依頼を受けて、その紹介議員となったわけで、だからこそ最初に質問をしたかたのですけれども、かないませんでした。その質問の順番のくじを引いたのも実は私で、もう本当につきのなさを感じているというか。それで、このつきのないときというのは、本当に重なるもので、環境に関わることなのですけれども、先日、議員に「別府市の環境」という本が配られました。これはなぜか私のだけ1ページ目から上下逆さまにとじられているのですよ。（笑声）本当についてないなというふうに思っているのですけれども、これも限られた資源でありますから、私が我慢して大切にに使わせていただきたいなというふうに思っています。

冗談はさておき、とにかくこの項目については本当、先輩議員お二人からいろいろと質問が出ましたので、1点だけ市長に質問といいますか、お願いをさせていただきます。

というのも、この宣言については、やはり今の地球規模での温暖化問題、環境問題というのが大きな背景があるわけですけれども、やはりAPUの学生たちの取組ですね。言葉も文化も異なるこの日本で仲間たちと一緒に環境問題とか行政、政治に積極的に関わっていくというこの姿勢ですね。その思いがやっぱり議会や行政を動かして今回この宣言にもつながったのではないかなというふうに私は思っていますし、市長もそのように思っているのではないかなというふうに思っております。

本当だったら、その宣言を出すときに学生たちを前にして、先ほど答弁の中に、その学生たちが取ったアンケートなんかはこの宣言の中に盛り込まれているということだったので、本当だったら学生たちを前にして市長が宣言を出すと、学生たちも非常に喜んだのではないかなというふうに思いますけれども、もう実際卒業された学生さんもいらっしゃいますし、今コロナもあってなかなか一堂に集まるのが難しいわけで、よかったです今日は残り14分あります、時間全部使って結構です。市長から学生たちにメッセージと、改めてこの宣言の決意を述べていただきたいと思います。お願いします。

○市長（長野恭紘君） それでは、私から答弁させていただきます。

A P Uの学生さんで構成する「フライデー・フォー・フューチャー」の皆さん方がこういう御提案をいただいて、そして三重議員さんには紹介議員になっていただいて皆さん方に御理解をいただいたと。学生の皆さん方、また三重議員をはじめ関係の皆さん方に心からの敬意を表し、また感謝を申し上げたいというふうに思います。

学生さんがこういう本当に勇気を持ってとか、果敢に地球規模のこれだけ大きな課題・問題に対して問題意識を持って、この別府でそういう宣言を結果として我々にさせるというのは、これは本当に若い世代、次代を担う若い世代の皆さん方が、本当に真摯に地球環境のことを考えてしっかりと真つすぐにそのことに取り組む姿勢が、やはり大人たちを動かしたということですので、まさに別府らしいといえますか、別府だからこそなし得たこういうすばらしい宣言ではなかったかというふうに思っています。本当に心からの敬意と感謝を申し上げたいというふうに思います。

卒業された方、学生さんたちもいらっしゃいますので、直接私も三重議員とお話する中で、ぜひこの議場の中で採択される場面とか、皆さん方がどういうふうにこのことについて思っているかというような意見を聞いていただけるような場面があるといいですねというような話をしておりましたけれども、残念ながらそれはかないませんでした。やはりこれをしっかりと遺産として残していくためには、当然そういった活動を継続してやっていただいている後輩の皆さん方もいらっしゃると思いますので、これからこの宣言をただけではなくて、一緒に地球環境をこれからも考えて、具体的な施策に落とし込んで一緒に行動する、そういった流れをつくっていけたらいいなというふうに思っておりますので、ぜひこのことについてはしっかりと我々はやっていきたいと思っておりますし、議員にも御協力いただきたいというふうに思います。

一つ具現化する政策としては、先般2月の9日にすばらしい環境技術を持つ会社と環境分野における包括連携協定を結ぶことができました。これはすごい会社で、どういう技術を持つかといったら、ペットボトルを、1つのペットボトルから1つのペットボトルを生み出すことができる会社、こういう画期的な技術を持つ会社なので、別府市の排出されるペットボトルを全部そこに引き取ってもらって、将来的には、今日もプラスチックの問題が出ましたけれども、ペット・ツー・ペットとか、ボトル・ツー・ボトルといえますか、そういった技術を中心として、別府市で排出されるペットボトルをはじめとするプラスチックを全部別府市の中で完結をさせるという、そういう循環型社会の構築を目指してやっていくというようなことを、この宣言を契機にやっていきたいというふうな決意も固めておりますし、様々なこれから施策を展開して、この学生さんたちの、また関係する皆さん方の思いに添えていきたいというふうに思っておりますので、また皆さん方にも御指導方をよろしくお願い申し上げたいというふうに思っているところでございます。ありがとうございました。

○9番（三重忠昭君） ありがとうございます。本当に市長が言われたように、これはもう行政だけではなくて市民それから団体がみんな一体となって、とにかく次の世代によりよい環境を渡していくために取り組んでいかなければならない、長期的なあれになります

けれども、取り組んでいかなければならないというふうに思っています。

また、私もこの議会においてこの環境問題等々質問をしていきたいというふうに思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松川章三君） これをもって一般質問を終決いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日17日から21日までの5日間は、事務整理及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、22日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時47分 散会